

「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち

宮古市

新市基本計画  
(第2回変更)

策定 平成21年5月14日  
第1回変更 平成27年3月12日  
第2回変更 令和元年9月24日

宮古市・川井村合併協議会



## 目 次

<b>第1章 序論</b> ······	1
1 新市基本計画の策定方針 ······	1
(1)計画の趣旨 ······	1
(2)計画の構成 ······	1
(3)計画の期間 ······	1
(4)その他（留意事項） ······	1
2 合併の必要性 ······	2
(1)少子高齢化への対応 ······	2
(2)住民生活に対応した行政サービスの提供 ······	3
(3)沿岸の拠点都市の形成 ······	3
(4)分権型社会における地域づくり ······	5
 <b>第2章 新市の現況と人口等の見通し</b> ······	6
1 地域の現況 ······	6
(1)地域の沿革 ······	6
(2)位置と地勢 ······	7
(3)面積 ······	8
2 人口と世帯の現況 ······	9
(1)総人口の推移 ······	9
(2)年齢別人口の推移 ······	10
(3)世帯数の推移 ······	12
(4)人口動態の要因 ······	13
3 産業の現況 ······	14
(1)市町村内純生産 ······	14
(2)産業別市町村内純生産 ······	15
(3)産業別就業者数 ······	16
(4)市町村民所得 ······	17
(5)産業別事業所数・従業者数 ······	18
4 将来人口等の見通し ······	19
(1)総人口 ······	19
(2)年齢別人口 ······	20
(3)世帯数 ······	21

第3章 まちづくりの基本方針	22
1 まちづくりに当たっての基本的な考え方（まちづくりの視点）	22
2 新市の将来像	23
3 まちづくりの基本的な方向	24
(1)自然と共に生きるまちづくり	25
(2)健やかで心豊かなひとを育むまちづくり	26
(3)多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり	27
4 土地利用	28
5 地域別整備の方向	28
(1)基本的な方向	28
(2)地域及びゾーン別の方	29
第4章 新市の施策（分野別施策）	32
1 分野別施策の方向	32
(1)三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成	32
(2)活力に満ちた産業振興都市づくり	34
(3)安全で快適な生活環境づくり	36
(4)健康でふれあいのある地域づくり	38
(5)多様な参画による交流と連携の地域づくり	39
(6)個性を生かし未来を拓くひとづくり	40
(7)新しいまちにふさわしい行財政運営の推進	41
2 5つの合併リーディング・プロジェクト	43
(1)一体化先導プロジェクト	45
(2)産業振興プロジェクト	46
(3)子育て支援プロジェクト	50
(4)森・川・海ゾーンプロジェクト	52
(5)地域創造プロジェクト	53
第5章 新市における岩手県事業の推進	56
第6章 公共施設の適正配置と整備	58
第7章 財政計画	59

## 1

## 新市基本計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、宮古市と川井村が合併した場合の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、新市の円滑な運営の確保及び住民福祉の向上を図ることを目的として策定するものです。

なお、新市のまちづくりに係る総合計画は、この計画をふまえて策定することとします。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市が目指す将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針、基本方針を具体化する基本施策・主要事業、新市において実施される岩手県事業、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

この計画における基本方針は長期的展望に立ったものとし、基本施策及び主要事業、公共施設の適正配置と整備及び財政計画についても、合併年度及びこれに続く15年間（平成21年度から令和6年度まで）を計画期間とします。

### (4) その他（留意事項）

①この計画は、旧宮古市・旧田老町・旧新里村の合併時に策定された「新市建設計画」及びその計画を踏まえ策定された「宮古市総合計画」を基本とし、新たに両市村の全域の計画を追加し、作成するものとし、地域の特性と課題、社会経済情勢の変化や動向を十分に踏まえて検討を行うこととします。

②主要事業の選定に当たっては、住民福祉の向上、新市の一体性の確立及び均衡ある発展に資するものを中心に、緊急度、優先度及び事業効果を十分に検証し、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画となるよう努めるものとします。また、施設整備等のハード面の整備だけではなく、ソフト面にも配慮するものとし、合併推進債の活用については、後年度の財政運営に及ぼす影響についても十分に配慮するものとします。

③公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政状況を十分に考慮しながら逐次整備していくものとします。

④両市村の一体性の確保や均衡の取れたまちづくりを進めるとともに、様々な資源を

活かした地域全体の振興を図り、住民生活水準の維持・向上が図られる計画とします。

⑤財政計画については、合併による歳出の削減効果、住民負担・サービス水準の調整に伴う影響及び国・県の財政支援等を考慮して作成しますが、地方交付税、国・県補助金や地方債の依存財源については過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう留意するものとします。

## 2 合併の必要性

本地域を含めた我が国は、いわゆる右肩上がりの経済成長社会から成熟した低成長の社会へと移行するとともに、人口減少を伴う少子高齢社会へと移行しています。

こうした時代の大きな潮流の中で、本地域においても、少子高齢化と人口減少や、地域の社会構造が変化することに伴っての行政に対する住民ニーズの変化、地域経済・産業の低迷、厳しい行財政状況等が明らかとなってきており、本地域において取り組むべき重要な課題となっています。

今後、こうした課題に対応し、本地域の両市村において、地方分権時代の地方公共団体として将来にわたって責任ある自治を担う自立した自治体を構築していくとともに、スリムで効率的な行政を実現する上で、次のような点から市町村合併の推進が必要といえます。

### (1) 少子高齢化への対応

本地域では、少子高齢化が急速に進行しており、令和7年には、住民のおよそ2.7人に1人が65歳以上の高齢者になるものと見込まれます。また、総人口の減少が進み、令和7年には平成17年に比べておよそ25%減少し4万7千人程度となるものと見込まれます。

こうした少子高齢化と人口減少は、直接的な影響として、高齢者の保健・医療・福祉などのサービス量の増加をもたらすとともに、労働力人口の減少に伴う経済社会の活力の低下が懸念されるなど地域の経済社会構造を変化させるものであり、行政の施策にも大きな変更が求められてきます。

また、総人口及び年齢構成の変化は、中長期的に、行政の歳入面においても、国からの地方交付税や市税収入の変化として影響を与えることとなります。

こうした本格的な少子高齢社会の到来と人口減少の中、少子高齢化対策の充実のためには、広域的な観点から各種施設の適正配置の検討や施設の整備充実を図るとともに、

保健福祉・教育などの人材の確保等が必要となります。

また、合併による財政的なスケールメリットや一つの行政組織に集約される人的資源を活用し、少子高齢社会に対応したよりきめ細やかな行政サービスを提供することが必要です。特に、少子化の進行は、子ども自身の健やかな成長や将来の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されており、今後、子どもを安心して産み、健やかに育てることのできる環境づくりのため、様々な施策を展開していくことが必要です。

## (2) 住民生活に対応した行政サービスの提供

宮古市及び川井村を含めた宮古・下閉伊地域の市町村は、従来から緊密な連携の下、ごみ処理、消防などについて一体となって広域的に業務を推進してきた経緯があり、近年は介護保険など高度な専門性や技術を要する新たな行政需要についても広域で連携し、効果的な行政運営を行っています。

一方で、人口面での社会構造変化とともに、住民一人ひとりの生活様式が変化する中、高齢者の保健・医療・福祉や少子化への対応など行政サービスに対する住民のニーズが多様化・高度化してきています。

また、本地域は、通勤・通学、通院、買い物のいずれの日常交流や社会活動においても、生活圏の一体化が進んでおり、行政サービスを受ける範囲が納税される市町村の枠を越えてきている中で、従来の行政区域を越えたかたちで住民の生活向上を図る上で必要となる広域的なそしてきめ細やかな行政サービスの提供の重要性が高まってきています。

このように、交通手段や情報通信手段の発達により、通勤・通学や買い物、医療など、住民の生活圏や経済圏が、現行の市町村区域を越えて拡大している中、行政ニーズについても住民の日常生活に対応した広域的な対応が必要です。

## (3) 沿岸の拠点都市の形成

### ア 地域の総合力を発揮するための一体的な社会基盤整備

本地域は、森林面積の広さが特徴的であり、総面積のおよそ9割を占め、その中に小さな集落が多く点在しています。こうした要因を背景に、上下水道など生活基盤の整備において効率的な推進が困難となっている地域があるなどといった問題が生じています。

また、道路は、国道45号及び国道106号並びに国道340号が、両市村をリンクする地域の縦軸と横軸の大動脈となっています。しかし、新幹線や高速自動車道などの高速交通機関へのアクセス時間は90分を超え、さらに、地域間を結ぶ道路は狭く蛇行するなど、日常生活はもとより、緊急を要する医療の観点からも交通基盤

の整備が課題となっています。

将来的に厳しい行財政状況が見込まれる中、今後のまちづくりを考えるにあたっては、より長期的・広域的な視点に立ち、相互に密接な関わりを持つ周辺地域が一体となった、総合力の発揮による発展の方向を目指すことが必要となります。特に社会基盤については、これまでの市町村ごとのフルセット主義から脱却し、機能分担と適切な配置に基づく効率的な整備を行うことが必要です。

#### イ 地域産業の活性化

本地域は、宮古市ではサービス業、川井村では農林業が大きな比率を占めるなど、両市村がそれぞれ特徴的な産業構造を持っています。しかし、近年、産業構造の変化が進み、また、国内外の地域間競争が激化する中にあって、地域の産業はいずれも厳しい状況にあります。

農業は、地形的な条件から、ピーマン・大根などの野菜、りんどうなどの花き、畜産などを中心とした営農形態となっており、今後、地域の多様な生産条件を生かしながら、紫蘇など特色ある作物の産地化と、低成本・高品質の畜産経営を進めていくことが必要です。

林業は、長引く木材不況から厳しい状況にある中、CO<sub>2</sub>の吸収や水資源の涵養、治山・治水上森林が持つ効果や豊かな漁業資源との関わりなど、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させながら、持続的な森林経営を行う取組みが課題となっています。

漁業は、本県水産業の中核をなす地域となっていますが、漁獲量の減少や販売価格の低迷が続いており、価格安定対策やつくり育てる漁業など漁業振興に向けた取組みが課題となっています。

工業は、製材業や電子部品製造業、水産加工業などが立地しています。全国的に製造業の生産基盤が海外に移転する傾向にあり、地理的な優位性の点から新規の企業誘致が困難な状況にある中、これまで地域に密着した産業活動を行ってきた地場産業の育成と振興、競争力のある独自技術の開発とそれを活用した起業家が必要となっています。また、リサイクル産業など循環型社会の形成に向けた産業や企業の育成に取り組むことも必要です。

商業は、マイカーの普及により、駐車場を備えた郊外型店舗へ消費者がシフトする傾向にあります。一方で、高齢化が進行する中、高齢者などが日常レベルで足を運べる地域の商店街の必要性も高まっており、消費者の視点に立った商業の振興と既存商店街の活性化が課題となっています。

観光は、浄土ヶ浜や真崎海岸及び早池峰山など既存の観光地では減少傾向にあり、地域経済への効果が限定的な夏季型、通過型の観光からの脱却と観光資源の広域的な連携が課題となっています。

このような状況において、地域の産業が持続的に発展していくためには、第1次産業から第2次産業、第3次産業までの産業が地域内での相互連関を強め、産業の高付加価値化を図っていくことが必要です。併せて、これらを支えていく担い手の育成・確保を図ることが重要です。

現在、本地域では多様な産業資源がそれぞれの地域に分散する形となっていますが、合併により広域的な一つの自治体に包含され、効果的・効率的な活用が図られることにより、地域産業の自立的な活動を誘引し、産業の活性化を促進することが期待されています。

#### (4) 分権型社会における地域づくり

地方分権改革推進法が平成19年4月に施行され、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本に、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、自らの判断と責任に基づく行政運営を推進することが、基礎自治体としての市町村に求められています。

こうした中、一方で、少子高齢化と人口減少、住民ニーズの多様化・高度化、地域経済の不振と税財源不足など市町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

地方分権が本格化しつつある中、市町村は、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応し、自立した「住民主体・住民本位」のまちづくりを推進していくことが必要です。市町村がこうした自らの果たすべき役割をしっかりと担っていくためには、その基礎としての行財政基盤の強化を図るとともに、地方公共団体としての行政能力を高め、行政運営の徹底した効率化を図っていくことが不可欠であり、合併により行財政運営の合理化・効率化を図ることが必要です。

また、地方分権の進展により、市町村が自ら政策を立案し、自ら施策を展開する機会が、これまで以上に増加することが見込まれる中、自治体の行政能力の違いが、地域の行政サービスや地域の活力に直接的に大きく影響してくることが予想されます。

こうした中、政策立案能力の向上や、専門的人材の育成を図り、行政体制を強化することが必要であり、合併により、施策分野ごとに専門的な組織を構成することにより、地方分権時代にふさわしい組織となることが期待されています。



## 第2章

## 新市の現況と人口等の見通し

1

### 地域の現況

#### (1) 地域の沿革

宮古市及び川井村は、古来、自然の恵み豊かな地域として古代人がムラを形成していました。地域内で出土した土器や史跡から、縄文時代早期・中期にはすでに人が生活を営んでいたことが明らかとなっています。

建久2(1191)年、源為朝の三男・閑伊頼基が鎌倉幕府の任を受けてこの地を支配しましたが、13代親光の時に滅ぼされ、南部氏の支配下となりました。

その後、明治の廃藩置県を経て、明治22年の「明治の大合併（市町村制施行：明治22年4月1日）」、昭和30年の「昭和の大合併（町村合併促進法：昭和28年10月1日）」を経て、現在に至っています。

#### 【宮古市】

- 明治22年 市制町村制の施行により宮古町に、田老村、末前村、乙部村、  
摂待村が合併し田老村に、茂市村、躉目村及び腹帶村が合併  
して茂市村に、刈屋村、和井内村が合併して刈屋村となる。
- 大正13年 宮古町と鍬ヶ崎町が合併し宮古町となる。
- 昭和16年 宮古町、山口村、千徳村、磯鷄村の1町3村が合併し、  
宮古市となる。
- 昭和19年 町制施行により、田老町となる。
- 昭和30年 宮古市、花輪村、津軽石村、崎山村、重茂村の1市4村が  
合併し宮古市に、茂市村と刈屋村が合併し新里村となる。

平成17年6月6日 宮古市、田老町、新里村が合併し、宮古市となる。

#### 【川井村】

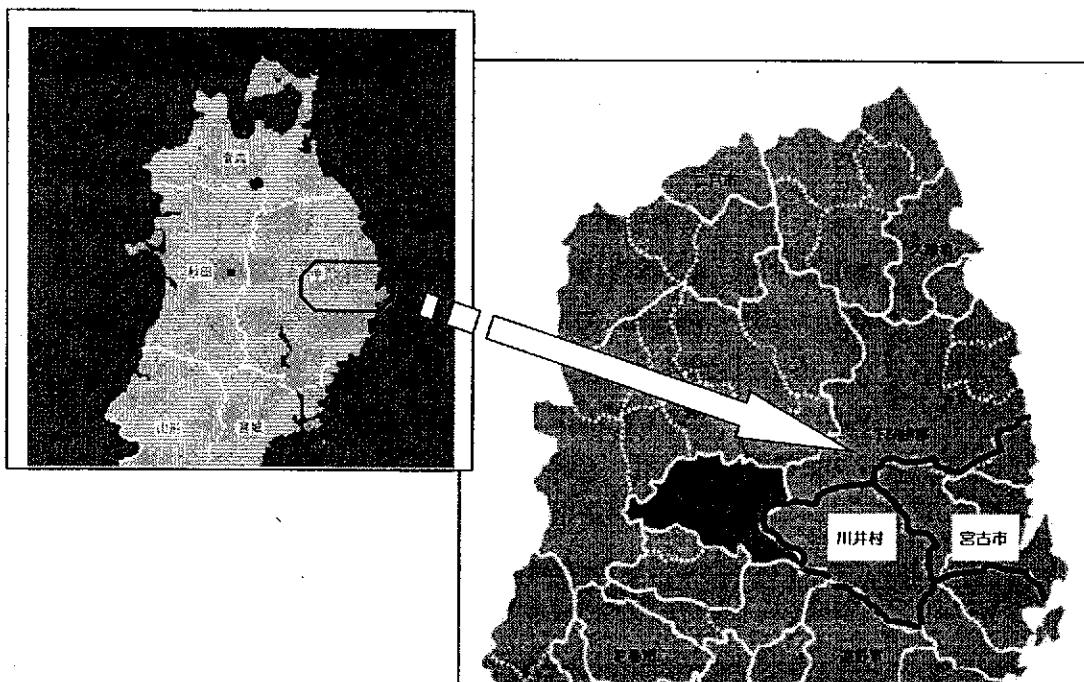
- 明治22年 小国村、江繫村が合併し小国村に、川井村、古田村、片巣  
村、箱石村、鈴久名村、夏屋村、川内村が合併し川井村、  
平津戸村、門馬村、田代村が合併し門馬村となる。
- 昭和30年 川井村、門馬村、小国村が合併し、川井村となる。

## (2) 位置と地勢

宮古市は、岩手県の東端ほぼ中央、本州では最東端に位置し、東は太平洋に面し、その海岸線はリアス式海岸の壮大な景観が広がり、北、西、南の三方は北上山地より連なる縁豊かな山々に囲まれ、渓谷の美しい閉伊川が地域内を流れる恵まれた自然環境にあります。気候は温暖で住みやすく、陸中海岸国立公園の中心地に位置する美しいまちです。

一方、川井村は、岩手県の中央を縦断する北上山地の中央部にあって、西は県都盛岡市に、東は宮古市と大槌町に、南を花巻市と遠野市に、北を岩泉町に接する農山村です。村の南西部にそびえる早池峰山を中心とした高峻な山岳地帯は、その自然美を誇り、また、高山植物の宝庫として国定公園に指定されています。

図1 宮古市・川井村の位置図



## [第2章]

## 新市の現況と人口等の見通し

### (3) 面積

宮古市の面積は約 697 平方kmで、岩手県の総面積約 15,279 平方kmの約 4.6%を占めています。川井村の面積は約 563 平方kmで、岩手県の総面積の約 3.7%を占めています。

また、宮古市、川井村の特徴として森林面積の広さがあり、それぞれ、628 平方km(約 90.1%)、529 平方km(約 93.9%)を占めています。

面積

(単位: 平方km、人、%)

面積	総 人 口 H17 国勢 調 査	面 積						人口密度	
		総 面 積	市町村 構成比	森 林 面 積	対総面 積 比	可住地 面 積	対総面 積 比	総面積 密 度	可住地 面 積 密 度
宮古市	60,250	696.82	55.3	627.69	90.1	70.45	10.1	86.5	855.2
川井村	3,338	563.07	44.7	528.72	93.9	46.35	8.2	5.9	72.0
計	63,588	1,259.89	100.0	1,156.41	91.8	116.80	9.3	50.5	544.4

資料 「平成 17 年度岩手県地域統計指標」

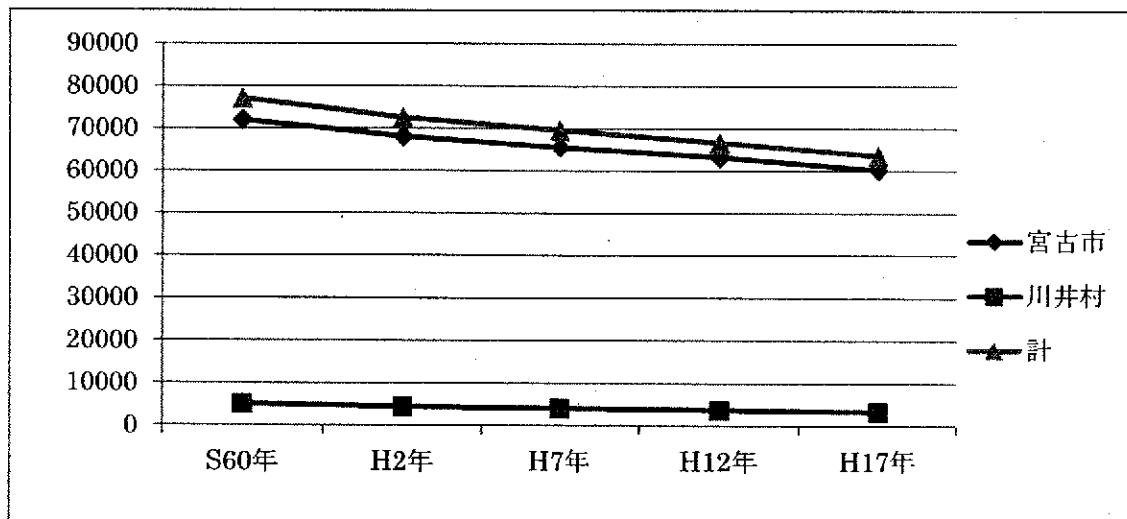
## 2. 人口と世帯の現況

### (1) 総人口の推移

両市村の総人口の推移をみると、それぞれ異なる時期に人口のピークを経験し、その後、いずれも減少傾向となっています。

国勢調査人口によれば、宮古市は昭和 55 年の 73,014 人、川井村は 3 村が合併した昭和 30 年の 10,117 人をピークとして、それ以降継続的に人口が減少してきています。昭和 60 年と平成 17 年の直近 20 年の 2 時点間の人口増加率は、宮古市で△16.2%、川井村で△34.4% となっています。なお、平成 17 年における全体に占める両市村の人口構成比率は、宮古市が 94.8%、川井村が 5.2% となっています。

総人口の推移



直近 20 年間の人口推移

(単位：人、%)

	S60 年 (1985 年)	H2 年 (1990 年)	H7 年 (1995 年)	H12 年 (2000 年)	H17 年 (2005 年)	増加率 S60→H17
宮古市	71,935	68,091	65,480	63,223	60,250	△16.2
川井村	5,089	4,447	4,107	3,763	3,338	△34.4
両市村計	77,024	72,538	69,587	66,986	63,588	△17.4

資料：国勢調査（宮古市の S60～H12 の値は宮古市・田老町・新里村の合算値）

## [第2章]

## 新市の現況と人口等の見通し

### (2) 年齢別人口の推移

両市村の年齢別人口の推移をみると、両市村とともに年少（0歳～14歳）人口が減少する一方、老年（65歳以上）人口は一貫して増加しています。

両市村の年齢別人口の構成比については、年少人口比率と老年人口比率の交点に着目すると、宮古市では平成7年に、川井村では平成2年に、それぞれ老年人口比率が年少人口比率より高くなっています。特に高齢化が急速に進行しており、両市村の平成17年における老年人口比率をみると、宮古市では26.5%、川井村では40.8%となっています。

年齢3区分別人口の推移（実数値）

（単位：人、%）

	宮古市			川井村			両市村計		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60年	15,892	47,854	8,189	953	3,246	890	16,845	51,100	9,079
H2年	12,905	45,356	9,791	730	2,748	969	13,635	48,104	10,760
H7年	10,830	42,632	12,018	543	2,430	1,134	11,373	45,062	13,152
H12年	9,350	39,705	14,137	436	1,992	1,335	9,786	41,697	15,472
H17年	8,110	36,177	15,963	316	1,660	1,362	8,426	37,837	17,325
増加率 S60⇒H17	△49.0	△24.4	94.9	△66.8	△48.9	53.0	△50.0	△26.0	90.8

資料：国勢調査（宮古市のS60～H12の値は宮古市・田老町・新里村の合算値）

年齢3区分別人口の推移（構成比）

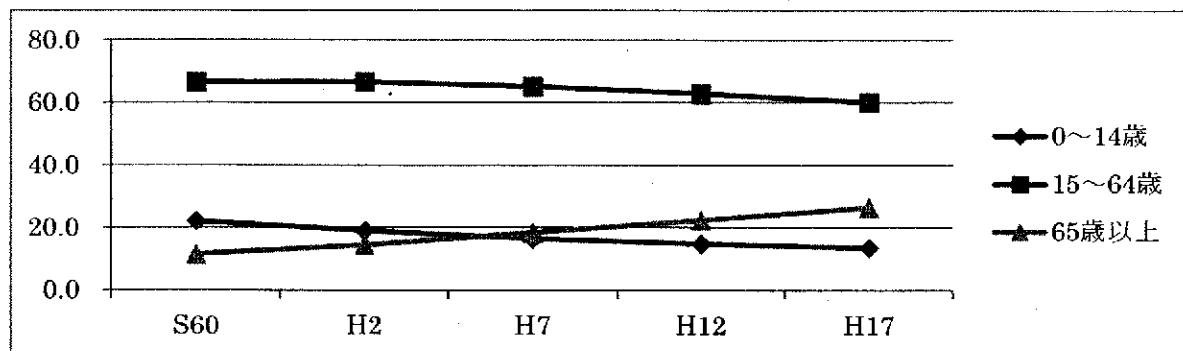
（単位：%）

	宮古市			川井村			両市村計		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60年	22.1	66.5	11.4	18.7	63.8	17.5	21.9	66.3	11.8
H2年	19.0	66.6	14.4	16.4	61.8	21.8	18.8	66.4	14.8
H7年	16.5	65.1	18.4	13.2	59.2	27.6	16.3	64.8	18.9
H12年	14.8	62.8	22.4	11.6	52.9	35.5	14.6	62.3	23.1
H17年	13.5	60.0	26.5	9.5	49.7	40.8	13.3	59.5	27.2
増加率 S60⇒H17	△8.6	△6.5	15.1	△9.2	△14.1	23.3	△8.6	△6.8	15.4

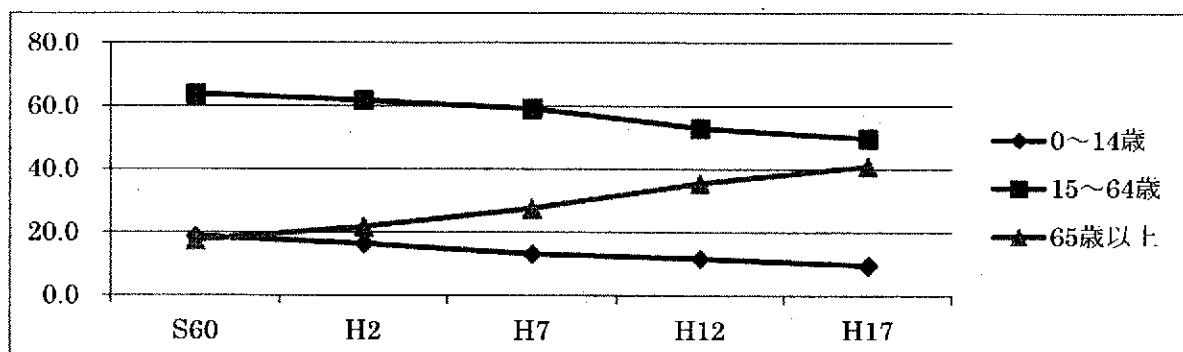
資料：国勢調査（宮古市のS60～H12の値は宮古市・田老町・新里村の合算値）

[市村別の人口3区分別人口比率の推移（国勢調査人口）]

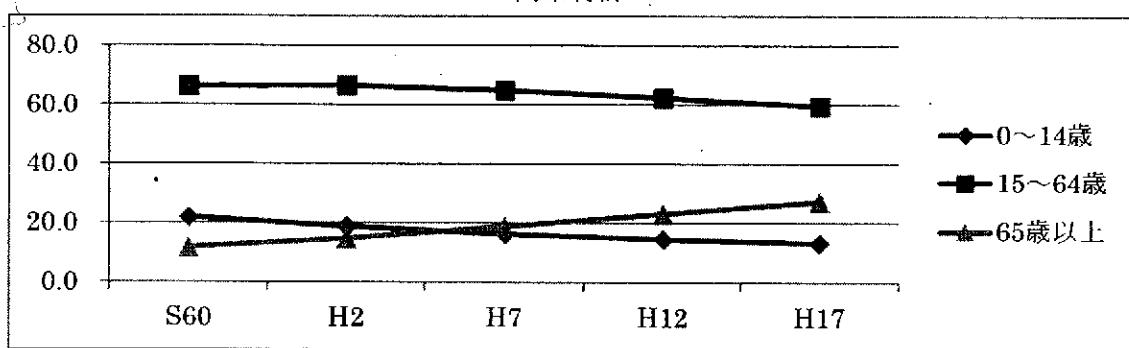
宮古市



川井村



両市村計



## [第2章]

## 新市の現況と人口等の見通し

### (3) 世帯数の推移

両市村の世帯数をみると、宮古市では増加傾向、川井村では減少傾向となっています。また、一世帯当たりの平均人数をみると、両市村とも減少傾向にあり、平成17年時点で、宮古市で2.76人(昭和60年3.38人)、川井村で2.73人(昭和60年3.37人)となっており、世帯の少人数化が進んでいます。

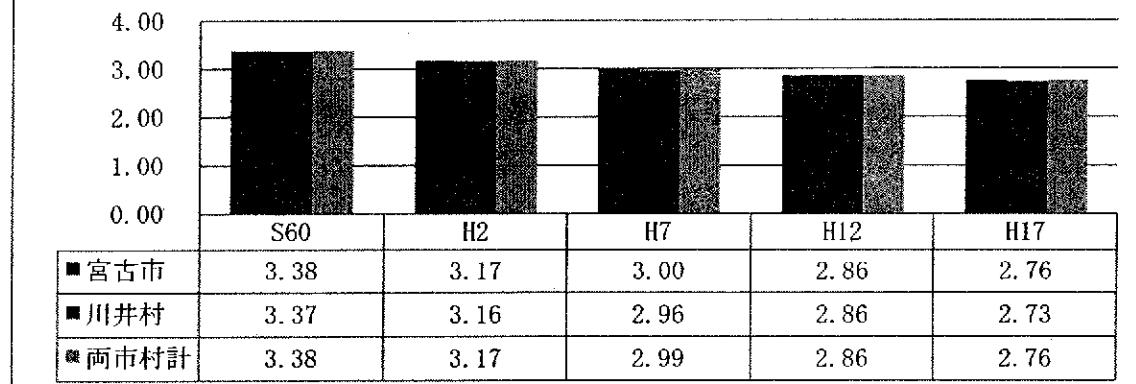
世帯数の推移

(単位:人、%)

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	増加率 S60⇒H17
宮古市	21,272	21,450	21,857	22,072	21,855	2.7
川井村	1,509	1,409	1,387	1,315	1,222	△19.0
両市村計	22,781	22,859	23,244	23,387	23,077	1.3

資料:国勢調査(宮古市のS60~H12の値は宮古市・田老町・新里村の合算値)

一世帯当たり平均人数



#### (4) 人口動態の要因

両市村の人口変動の要因となる自然増減と社会増減をみると、いずれも少子高齢化が進行し自然増加率が減となり、社会増加率についても転出率が転入率を上回るため同じく減となっており、人口の減少をもたらしています。

その他の人口関連指標

(単位：人、%)

	宮古市			川井村	岩手県
	旧宮古市	旧田老町	旧新里村		
人口密度(1K m <sup>2</sup> )	155.5	45.8	13.9	6.1	91.3
自然増加率	△0.32	0.00	△0.81	△1.40	△0.16
社会増加率	△0.73	△0.32	△1.37	△1.08	△0.45
合計特殊出生率	1.69			1.85	1.51
転入率	3.27	3.03	1.88	2.70	3.59
転出率	4.00	3.35	3.25	3.78	4.04
昼間人口	56,199	4,604	3,297	3,591	1,410,725
昼夜間人口比率	106.45	99.52	92.33	104.39	101.14

資料：平成 17 年度岩手県地域統計指標

合計特殊出生率については、平成 18 年岩手県保健福祉年報（算出には、平成 13 年～平成 17 年の 5 年間の平均値を用いている。）

##### 【合計特殊出生率】

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、その年の年齢別出生率が今後とも変わらないと仮定した場合に、1 人の女性が一生の間に産む平均子ども数。2.08 を下回る状態が継続すると人口減少となる。

##### 【夜間人口】

常住人口（ただし、勤務先市町村が不明の者を除く。）

##### 【昼間人口】

各市町村に常住する人口に、通勤・通学のために流入する人口を加え、さらに、通勤・通学のために流出する人口を差し引いた人口。夜間に通勤・通学する場合も含まれる。買い物や行楽などの一時的な流出入は含まない。

##### 【昼夜間人口比率】

昼間人口を夜間人口で割った比率。100 を超えると通勤・通学が流入超過、100 は流入・流出が均衡、100 を下回ると流出超過となり、比率の高いほうを中心性があるといふことができる。

### 3 産業の現況

#### (1) 市町村内純生産

平成 17 年度の市町村内純生産をみると、宮古市が 128,223 百万円、川井村が 6,497 百万円となっています。両市村の割合は、宮古市が 95.2%、川井村が 4.8% となっています。

また、平成 17 年度の産業 3 区別の市町村内純生産をみると、宮古市では第 3 次産業 (75.2%)、川井村では第 2 次産業 (33.4%) の構成比が比較的高くなっています。

市町村内純生産

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	備 考
宮古市	128,223	126,659	132,354	
川井村	6,497	6,524	6,930	

資料：岩手県の市町村民所得

産業 3 区別の市町村内純生産

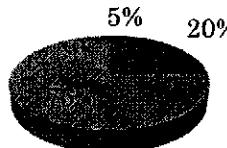
(単位:百万円、%)

	産業別純生産			産業別構成比		
	1 次産業	2 次産業	3 次産業	1 次産業	2 次産業	3 次産業
宮古市	5,929	27,418	100,905	4.4	20.4	75.2
川井村	414	2,273	4,115	6.1	33.4	60.5
計	6,343	29,691	105,020	4.5	21.0	74.5

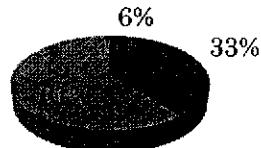
資料：岩手県の市町村民所得（平成 17 年度）

産業別純生産構成比  
(宮古市)

■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業

産業別純生産構成比  
(川井村)

■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業



## (2) 産業別市町村内純生産

産業別に市町村内純生産の構成比をさらに詳細にみると、宮古市では第3次産業のサービス業(20.5%)、川井村では第2次産業の建設業・鉱業(22.1%)の比率が高いのが特徴的です。両市村全体でみると、その他3次産業(22.1%)の比率が最も高く、次いでサービス業(19.9%)、卸売・小売・飲食店(13.8%)、政府サービス(13.2%)、製造業(12.9%)、建設業・鉱業(8.2%)の順となっています。

(※その他3次産業：電気・ガス熱供給・水道事業、金融・保険業、不動産業など)

産業別市町村内純生産

(単位：百万円)

	農林 水産業	建設業 鉱業	製造業	運輸 通信業	卸売小売 飲食店	サービス業	政府サービス	その他 3次産業	合計
宮古市	5,929	10,001	17,417	7,216	18,981	27,553	17,180	29,975	134,252
川井村	414	1,505	768	451	419	589	1,491	1,165	6,802
計	6,343	11,506	18,185	7,667	19,400	28,142	18,671	31,140	141,054

産業別市町村内純生産（構成比）

(単位：%)

	農林 水産業	建設業 鉱業	製造業	運輸 通信業	卸売小売 飲食店	サービス業	政府サービス	その他 3次産業	合計
宮古市	4.4	7.5	13.0	5.4	14.1	20.5	12.8	22.3	100.0
川井村	6.1	22.1	11.3	6.6	6.2	8.7	21.9	17.1	100.0
計	4.5	8.2	12.9	5.4	13.8	19.9	13.2	22.1	100.0

資料 岩手県の市町村民所得（平成17年度）

産業別市町村内純生産（構成比）

- 農林水産業
- 建設業・鉱業
- 製造業
- 運輸・通信業
- 卸売小売・飲食店
- サービス業
- 政府サービス
- その他3次産業

宮古市

川井村

合計

## [第2章]

## 新市の現況と人口等の見通し

### (3) 産業別就業者数

両市村の産業別就業者数をみると、宮古市では第3次産業のサービス業(27.5%)、川井村では第1次産業の農林水産業(33.3%)の比率が高いのが特徴的です。両市村全体でみると、サービス業(27.0%)の比率が最も高く、次いで卸売・小売・飲食店(23.1%)、製造業(16.6%)、農林水産業(11.8%)、建設業・鉱業(8.7%)、の順となっています。

産業別就業者数

(単位：人)

	農林 水産業	建設業 鉱業	製造業	運輸 通信業	卸売小売 飲食店	サービス業	政府サ ービス	その他 3次産業	合計
宮古市	2,859	2,318	4,487	1,450	6,390	7,418	1,252	791	26,965
川井村	519	170	243	55	205	270	90	7	1,559
計	3,378	2,488	4,730	1,505	6,595	7,688	1,342	798	28,524

産業別就業者数(構成比)

(単位：%)

	農林 水産業	建設業 鉱業	製造業	運輸 通信業	卸売小売 飲食店	サービス業	政府サ ービス	その他 3次産業	合計
宮古市	10.6	8.6	16.6	5.4	23.7	27.5	4.7	2.9	100.0
川井村	33.3	10.9	15.6	3.5	13.1	17.3	5.8	0.5	100.0
計	11.8	8.7	16.6	5.3	23.1	27.0	4.7	2.8	100.0

資料 平成17年国勢調査

産業別就業者数(構成比)

- 農林水産業
- 建設業・鉱業
- 製造業
- 運輸・通信業
- 卸売小売・飲食店
- サービス業
- 政府サービス
- その他3次産業

宮古市

2.9

川井村

0.5

合計

.2.8

#### (4) 市町村民所得

両市村の一人当たり市町村内純生産及び市町村民所得は、次のとおりです。

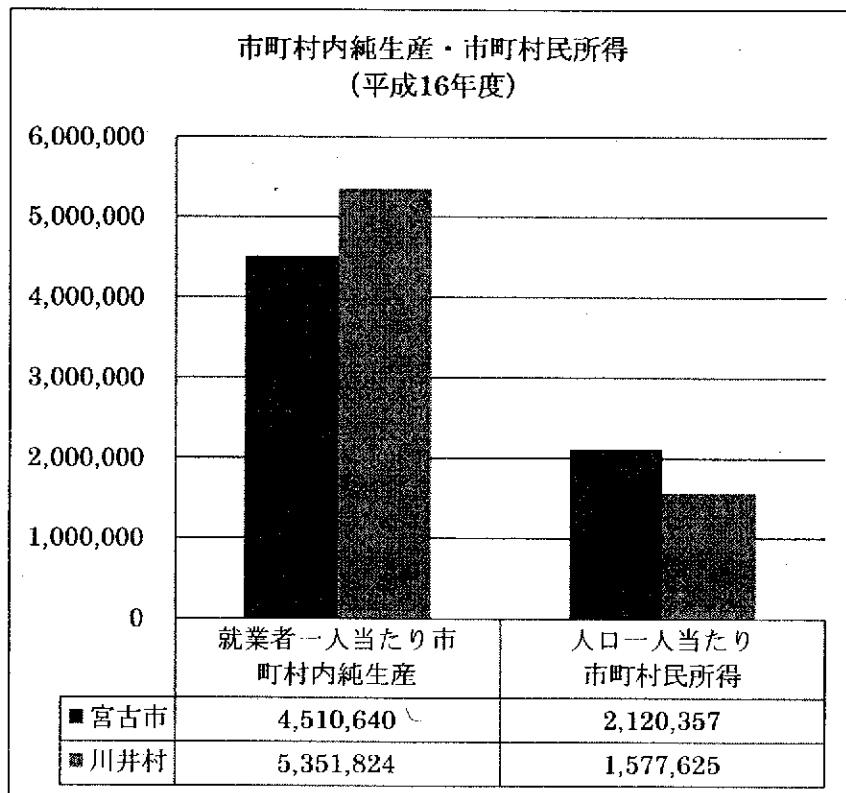
産業関連指標(平成17年度、平成16年度)

(単位:円、%)

平成17年度	就業者一人当たり		人口一人当たり	
	市町村内純生産	対全県水準	市町村民所得	対全県水準
宮古市	4,643,423	96.4	2,205,877	93.5
川井村	4,419,699	91.8	1,459,647	61.9

平成16年度	就業者一人当たり		人口一人当たり	
	市町村内純生産	対全県水準	市町村民所得	対全県水準
宮古市	4,510,640	98.2	2,120,357	89.5
川井村	5,351,824	116.5	1,577,625	66.6

資料：岩手県の市町村民所得（平成16年度、平成17年度）



## [第2章]

## 新市の現況と人口等の見通し

### (5) 産業別事業所数・従業者数

産業別事業所数・従業者数をみると、両市村別の全産業では宮古市が事業所数で3,091事業所（地域全体の96.1%）、従業者数で21,284人（同97.0%）と大きな割合を占めています。

また、産業別の両市村の合計では、卸売・小売業、飲食店・宿泊業が1,551事業所（産業全体の48.2%）、従業者で7,562人（同34.5%）、製造業が252事業所（同7.8%）、従業者数で4,524人（同20.6%）となっています。

産業別事業所数（上段：実数值 下段：構成比）(単位：事業所、%)

	全産業	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通 信・運 輸業	卸売・ 小売業	金融・ 飲食店	不動 産業	医療福祉・ 教育学習支 援業・複合 サービス業	サービス業 (他に分類 されないも の)
宮古市	3,091	25	7	295	242	2	78	1,482	59	161	198	542
	100.0	0.8	0.2	9.6	7.8	0.1	2.5	48.0	1.9	5.2	6.4	17.5
川井村	124	3	1	12	10	-	3	69	-	-	3	23
	100.0	2.4	0.8	9.7	8.1	-	2.4	55.7	-	-	2.4	18.5
計	3,215	28	8	307	252	2	81	1,551	59	161	201	565
	100.0	0.9	0.2	9.6	7.8	0.1	2.5	48.2	1.8	5.0	6.3	17.6

資料：事業所・企業統計調査報告（平成16年6月1日現在）

産業別従業者数（上段：実数值 下段：構成比）(単位：人、%)

	全産業	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通 信・運 輸業	卸売・ 小売業	金融・ 飲食店	不動 産業	医療福祉・ 教育学習支 援業・複合 サービス業	サービス業 (他に分類 されないも の)
宮古市	21,284	418	78	2,202	4,300	95	963	7,383	476	268	2,803	2,298
	100.0	2.0	0.4	10.3	20.2	0.4	4.5	34.7	2.2	1.3	13.2	10.8
川井村	648	45	8	79	224	-	20	179	-	-	52	41
	100.0	7.0	1.2	12.2	34.6	-	3.1	27.6	-	-	8.0	6.3
計	21,932	463	86	2,281	4,524	95	983	7,562	476	268	2,855	2,339
	100.0	2.1	0.4	10.4	20.6	0.4	4.5	34.5	2.2	1.2	13.0	10.7

資料：事業所・企業統計調査報告（平成16年6月1日現在）

## 4. 将来人口等の見通し

宮古市及び川井村の将来人口の見通しについて、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月)の推計結果に基づき示します。

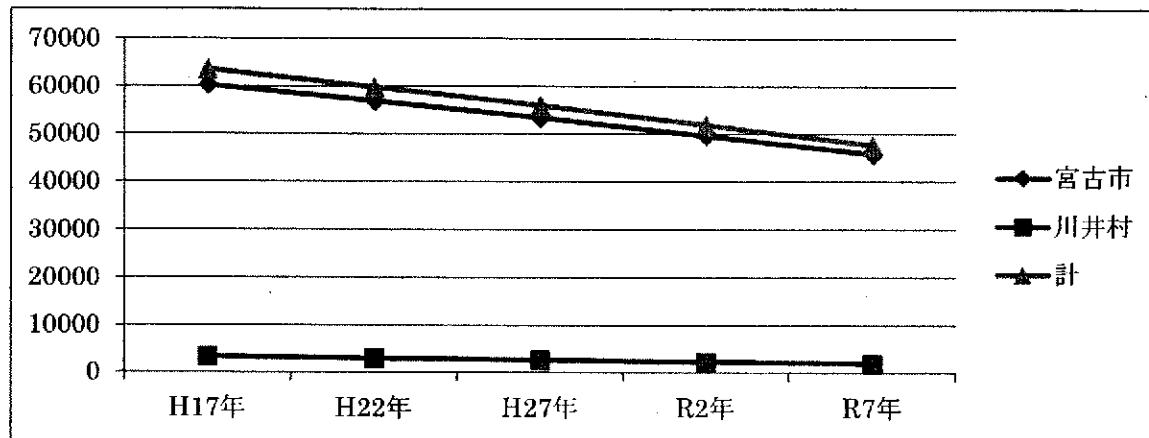
### (1) 総人口

総人口は、両市村ともに減少すると見込まれます。両市村の総人口をみると、平成17年に63,588人であったものが、令和7年には47,690人となり、20年間で15,898人(25.0%)程度減少することが見込まれます。

総人口の見通し

(単位：人、%)

	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	増加率 H17⇒R7
宮古市	60,250	56,845	53,393	49,647	45,749	△24.1
川井村	3,338	2,958	2,605	2,256	1,941	△41.9
計	63,588	59,803	55,998	51,903	47,690	△25.0



#### 【推計の方法】

0～4歳人口は、2000年国勢調査結果の15～49歳の女子人口(再生産年齢女子人口)に対する0～4歳の男女別人口の比率を用いて推計しています。まず推計年の15～49歳の女子人口を推計し、ついでこの女子人口に先の比率を乗じて男女別に推計しています。5歳以上の男女別の年齢階層別人口は、死亡及び転入と転出の差が1995年から2000年までの状況と等しいと仮定して推計しています。すなわち、男女別に、2000年の当該年齢5歳階層の人口(コーホート人口という)の、1995年の5歳下のコーホート人口に対する比率を直近の5年前の5歳下の階層の結果に乗じて推計しています。ただし、85歳以上人口の推計の場合、直近の5年前の5歳下の階級の結果として、80～84歳及び85歳以上の結果を合算した結果を用いています。

## [第2章]

## 新市の現況と人口等の見通し

### (2) 年齢別人口

年齢別人口の構成比をみると、老人人口比率が上昇し、令和7年には宮古市で39.0%、川井村では50.6%となることが見込まれます。その一方で、地域社会を支える生産年齢人口比率が大きく低下していくことが見込まれます。

年齢3区分別人口の見通し（実数値）

（単位：人、%）

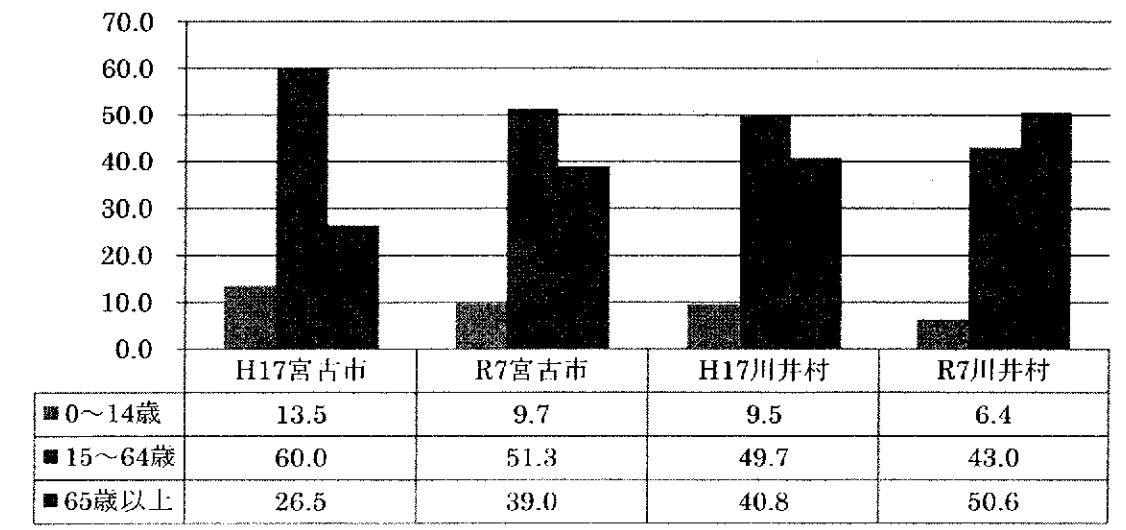
	宮古市			川井村			両市村計		
	0～14	15～64	65～	0～14	15～64	65～	0～14	15～64	65～
H17年	8,110	36,177	15,963	316	1,660	1,362	8,426	37,837	17,325
R7年	4,429	23,460	17,860	124	834	983	4,553	24,294	18,843
増加率 H17⇒R7	△45.4	△35.2	11.9	△60.8	△49.8	△27.8	△46.0	△35.8	8.8

年齢3区分別人口の見通し（構成比）

（単位：%）

	宮古市			川井村			両市村計		
	0～14	15～64	65～	0～14	15～64	65～	0～14	15～64	65～
H17年	13.5	60.0	26.5	9.5	49.7	40.8	13.3	59.5	27.2
R7年	9.7	51.3	39.0	6.4	43.0	50.6	9.6	50.9	39.5
ポイント H17⇒R7	△3.8	△8.7	12.5	△3.1	△6.7	9.8	△3.7	△8.6	12.3

年齢3区分別人口の見通し（構成比）



## (3) 世帯数

総人口の見通しを基に両市村の世帯数を推計すると、両市村とも総人口が減少傾向にあることから、令和7年には大きく減少していくと見込まれます。

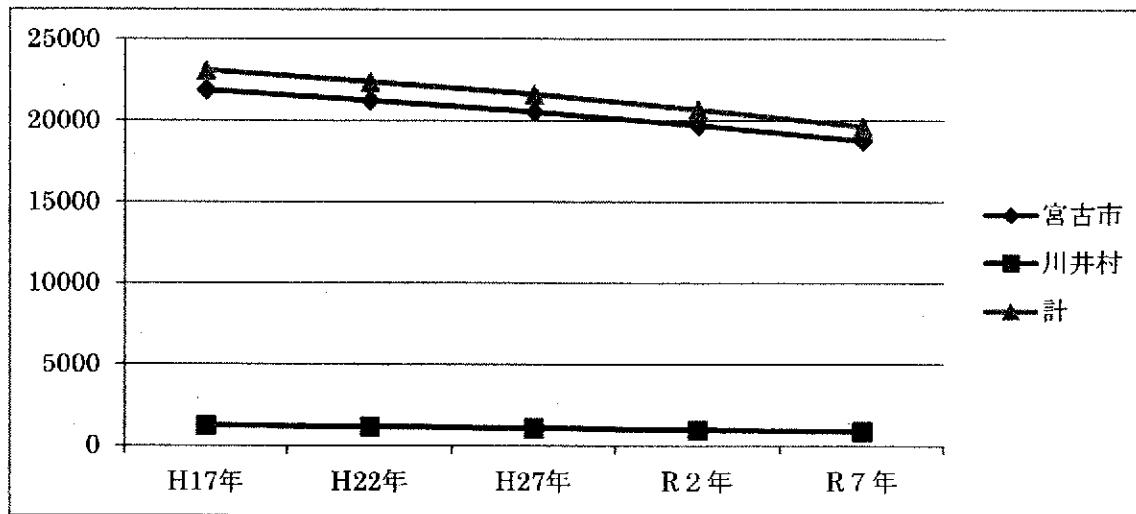
両市村の世帯数は、1世帯当たり人数の減少傾向を受け、平成17年に23,077世帯であったものが、令和7年には19,624世帯となることが見込まれます。

世帯数の見通し (単位: 世帯、%)

	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	増加率 H17⇒R7
宮古市	21,855	21,211	20,536	19,701	18,750	△14.2
1世帯当たり人数	2.76	2.68	2.60	2.52	2.44	—
川井村	1,222	1,142	1,059	964	874	△28.5
1世帯当たり人数	2.73	2.59	2.46	2.34	2.22	—
計	23,077	22,353	21,595	20,665	19,624	△15.0
1世帯当たり人数	2.76	2.68	2.59	2.51	2.43	—

注 平成17年は国勢調査に基づく実績値

注 両市村別1世帯当たり人数は指數近似による推計



[世帯数の推計方法]

両市村における昭和60年から平成17年の総人口及び世帯数の実績値から1世帯当たり人数の近似式（指數近似）を求め、これを基に平成22年、平成27年、令和2年、令和7年の各市村の1世帯当たり人数を推計しました。この両市村の1世帯当たり人数と総人口見通しから、各推計年における両市村ごとの世帯数を算出しました。

## 第3章 まちづくりの基本方針

### 1 まちづくりに当たっての基本的な考え方（まちづくりの視点）

戦後のいわゆる右肩上がりの経済成長社会から成熟した低成長の社会へと移行とともに、人口減少を伴う少子高齢社会へと時代が大きく転換する中、経済社会のあり方が変化するとともに、私たちの生活のかたちも多様化しています。こうした中で、宮古市と川井村の真の一体化を促進し、新しいまちづくりを進めていくためには、私たち自身の創意により、自らの判断と責任をもって取り組んでいくことが重要です。

本地域は、豊かな自然、美しい景観に恵まれているとともに、人々の結びつきの強い地域社会が形成されています。新しいまちづくりは、こうした恵まれた環境や地域の持つ固有の特性、資源を最大限に生かし、地域の創意と工夫を重ねて、持続可能な地域づくりを推進していくことが必要です。

このため、宮古らしい住民自治の基本理念の確立、市民と行政とのパートナーシップ、参画と協働によるまちづくりを進めるための規範である自治基本条例と、それを補完する「参画推進・協働推進・住民投票」条例の適正な運用を図りながら、次のような考え方に基づき、新しいまちづくりを進めます。

- I 「自己決定、自己責任」の原則に基づく「自立」のまちづくり
- II 豊かな自然や伝統など地域の多様な資源を守り活用する「創造」のまちづくり
- III 住民と行政とのパートナーシップによる「参画と協働」のまちづくり
- IV 地域住民が助け合いながら暮らすことができる「連携と共生」のまちづくり

【まちづくりの基本的な考え方のイメージ図】

豊かな自然や伝統など地域の多様な資源を守り活用する



私たちが自ら考え行動し、地域の個性が光り輝く「自立」するまち

**自己決定・自己責任**

2

## 新市の将来像

下記の将来像は、宮古市・田老町・新里村合併協議会で策定した「新市建設計画」に掲げられたものです。

この将来像は、新市のまちづくりを次のように描いています。

### 「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち

当計画に掲げる「森・川・海」は、本地域に広がる豊かな自然・風土を示すものであり、同時にこれまで先人が育んできた多様な歴史や文化・伝統、暮らしの営み、産業、心豊かな人間性など、これから時代に残りうる私たちの財産となるものです。

また、先までの町村の枠を越えて広がるこの豊かな「森・川・海」は、森を基点として、川という循環経路を経て海に至る過程の中で、本地域における自然環境の循環、分野を超えた多様な産業の連携、地域・人々の活発な交流をもたらす原となっていきます。

新市の将来像としての『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』は、本地域の特徴である豊かな自然とひとの共生を基調とし、これらを積極的に生かしながら、心を大切にする心の豊かさやゆとりを実感し、自らの個性と能力を發揮していくことができるまちづくりを進めていくこうとする考え方を示すものです。

今回の宮古市と川井村の合併についても、この将来像を継承し、閉伊川流域としての特性を生かし、森・川・海で結ばれた古くからの地域のつながりをさらに高めながら、参画と協働による魅力あるまちづくりをめざします。

### 3 まちづくりの基本的な方向

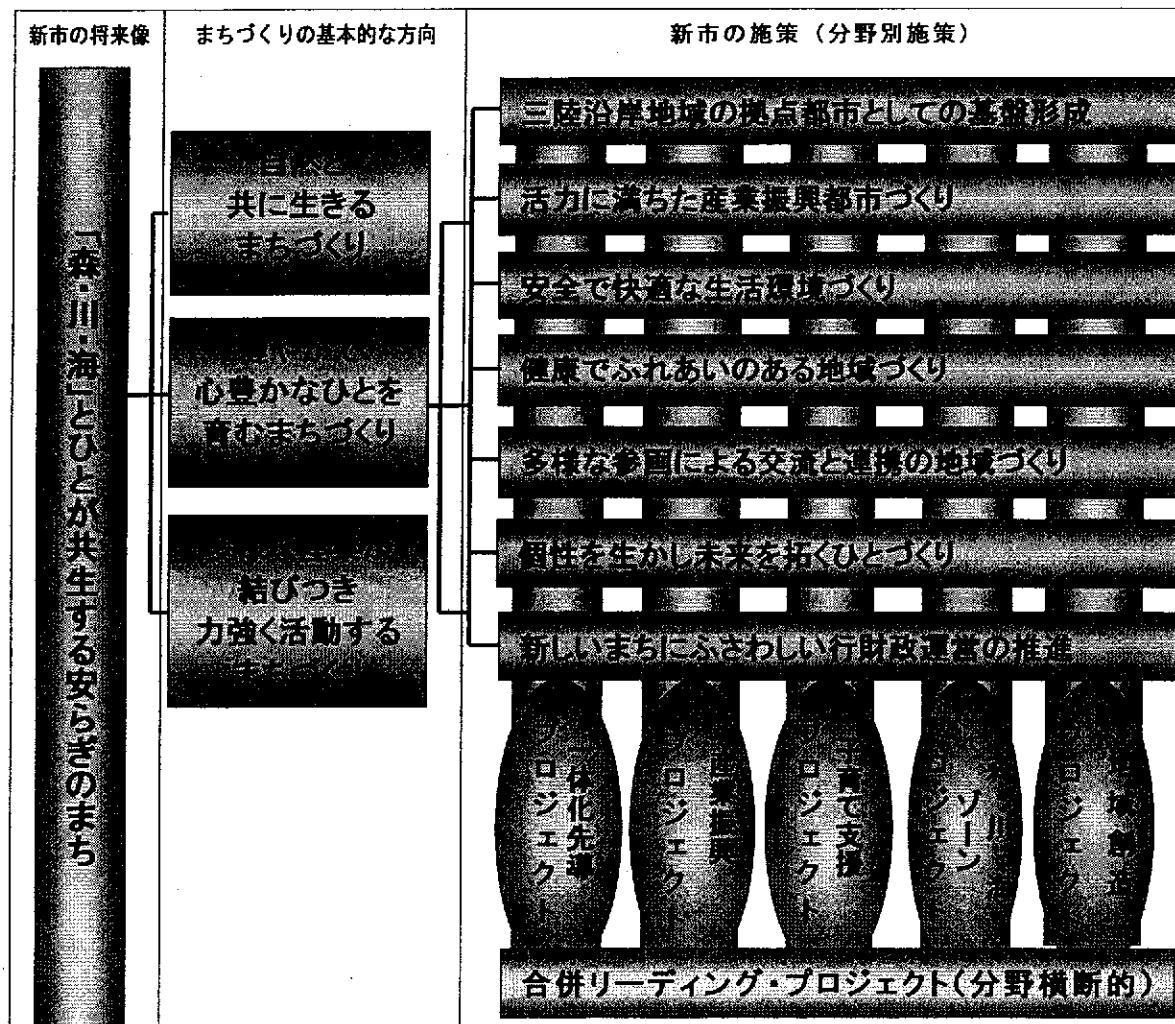
新市の将来像を実現するための新しいまちづくりの方向として、以下の3つの「まちづくりの基本的な方向」を掲げるとともに、これらを具体化するため、7つの「分野別施策の方向」を掲げます。

まちづくりの基本的な方向は、「森・川・海」に象徴される本地域の豊かな自然を保全し、これらと共生していくこと、地域の中で誰もが生涯にわたって健やかな生活を営み、心豊かなひとを育むことができること、そして、本地域の豊かな資源を活用した多様な産業が結びつき力強く活動するまちを築いていくことをまちづくりの基本的な方向とします。

また、これと同時に、市町村合併の効果を最大限に発揮するため、分野横断的に取り組むことが効果的と考えられる施策などについて、5つの「合併リーディング・プロジェクト」として位置付けます。

なお、7つの「分野別施策の方向」と5つの「合併リーディング・プロジェクト」については、「第4章 新市の施策（分野別施策）」において詳しく示します。

[将来像・基本的な方向・施策の体系図]



### (1) 自然と共に生きるまちづくり

東を太平洋に面し、西は北上山地に抱かれた本地域は、美しい森、清らかな川、そして豊かな海に包まれています。美しい森である「早池峰国定公園」と豊かな海である「陸中海岸国立公園」が「閉伊川」により結ばれ、市内に国立公園と国定公園を合わせ持つ新市は全国に誇れる自然環境に恵まれた地域となります。

「環境の世紀」といわれる21世紀においては、自然環境を守りながら、森との共生を掲げる川井地域の先駆的な取り組み「木の博物館」構想を新市全域に広げるとともに、本地域が持つ豊かな土や水を基にした農林水産業の素地を生かし、自然とひとが共生するまちづくりを進めていくことが重要です。

本地域では、森林の保全と有効活用による「森との共生」、清流の保全と川を軸にした連携・交流による「川との共生」、自然景観の保全と海洋資源の有効活用による「海との共生」など、森・川・海の自然環境を守ることを基本として、これらを生かしたまちづくりを推進します。

【イメージ図】

## 自然と共に生きるまちづくり

連携

森との共生  
森林の保全

川との共生  
清流の保全

海との共生  
景観の保全

交流

自然環境の保全・資源の有効活用

## (2) 健やかで心豊かなひとを育むまちづくり

本地域では、少子高齢社会が急速に進行しており、令和7年には住民のおよそ2.7人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

こうした中、急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの取組みを進めるとともに、子どもから高齢者まで、障がいがある方を含めたすべての人が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるまちづくりを推進します。とりわけ、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるまちづくりを推進します。

また、豊かな自然環境や、本地域で生産される安全・安心な農林水産物の「食」、既存の健康増進・スポーツ・レクリエーション機能などを関連付けながら、地域の中で健やかで心豊かなひとを育むまちづくりを推進します。

【イメージ図】



### (3) 多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり

本地域は、収益性の高い園芸作物の産地化を目指す農業、つくり育てる漁業を進める水産業、豊かな森林資源を生かした林業、鉱山資源を利用した化学工業など地域の特性を生かした産業が発展してきましたが、新幹線や高速道路、空港など高速交通網から取り残されたうえ、海外を含めた地域間競争の激化などにより、地域産業は極めて厳しい状況に置かれています。こうした中、その高い技術力を背景に全国的にも高いシェアを占めているコネクターや金型部品などの電子部品関連産業や循環資源である豊かな森林を活用した木材加工産業など高付加価値型の産業が地域に根付いており、これら新しい地場産業をさらに発展させ産業の軸にするとともに、ブランド戦略に基づいた水産加工業の振興を推進します。

さらに、豊かな自然資源・地域資源を活用した、具体的には、「森」「川」「海」を舞台にした住民へのレクリエーションやスポーツ環境の提供、「安全、安心、本物」にこだわった「森・川・海の産物」に併せて「里の産物」が自給でき、また提供できる地域として、これら多様な産業・業種を融合させた新しい産業都市づくりを推進します。

【イメージ図】



## 4 土地利用

新市の土地利用においては、公共の福祉を優先させながら自然環境との調和を図り、地域の社会的・経済的・自然的及び文化的な条件等に十分配慮しながら、生活環境の確保と均衡ある地域の開発と保全を両立させるため、長期展望に基づき計画的かつ総合的な土地利用対策に努めます。

基本的な取組みとしては、自然と調和し、新市全体のバランスがとれたまちづくりを目指し、各種土地利用関係法（国土利用計画法、森林法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律等）及び諸制度に基づく計画的な調整を行いつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

## 5 地域別整備の方向

### (1) 基本的な方向

#### ア 生活機能の整備

両市村にある福祉施設、教育・文化施設、商店街などの既存施設を有効に活用しながら福祉や医療、保健、学校教育、生涯学習、地域コミュニティ活動、文化・スポーツ活動など、暮らしに密着したサービスを身近に受けられる生活機能の整備を図ります。

#### イ 地域特性を活かした機能整備

農業、林業、水産業、工業、商業、観光、サービス業などの産業や特色ある施設など、これまで両市村がそれぞれ展開してきた地域づくりの取組みを活かすとともに、それらを結びつける機能の整備を図ります。

#### ウ 快適で安全な居住環境の整備

両市村それぞれがもつ自然環境や地理的条件などを生かし、生活道路や公園、上・下水道等の整備、防災、住環境の改善、環境の保全など、総合的な居住環境の整備を図ります。

#### エ 交流・連携を支えるネットワークの整備

新市を構成する地域がそれぞれの個性を発揮しつつ、互いの交流・連携を強化するため道路や公共交通機関の確保及び情報通信ネットワークを利用できる基盤の整備に努めます。

#### 才 自然環境の一体的な保全と活用

海岸や河川の水辺空間や森林、田園などのふるさとの景観などの貴重な自然環境を  
一体的に維持・保全するとともに身近に親しむことができる適正な活用を図ります。

#### (2) 地域及びゾーン別の方針

両市村の均衡ある発展を図るために、「基本的な方向」に基づき、それにおける生  
活機能の整備や快適で安全な居住環境の整備、交流・連携を支える道路・情報通信基  
盤の整備や公共交通機関の確保、自然環境の一体的な保全・活用を進めます。

また、両市村それぞれこれまで進めてきた地域づくりの取組みを生かして、次  
のような地域別整備の方向と、地理的要因やまちづくりの展開の可能性から設定した 4  
つのゾーンの整備の方向を定めます。

#### 【地域別整備の方向】

##### ① 宮古地域

宮古広域生活圏や三陸地方拠点都市地域の中心都市として、都市基盤・商業基盤の  
整備や地域産業の振興を総合的に進めるとともに、活力とうるおいのある地域として  
の形成を図ります。

##### ② 田老地域

今まで営まれてきた自然と人との共生を維持しつつ、防災基盤の整備を進めるとと  
もに、豊かな海の恵みを活かしたつくり育てる漁業を一層推進するなど、自然に育ま  
れた資源と魅力を生かした地域としての形成を図ります。

##### ③ 新里地域

山・川の資源を活かしたレクリエーション拠点施設の充実整備を図るとともに、農  
林畜産業の一層の振興とそれらを活用したグリーン・ツーリズムを推進し、人と自然  
が共生する地域としての形成を図ります。

##### ④ 川井地域

地形や気候を活かした農林業などの地域産業の一層の振興を図るとともに、緑豊か  
な自然や歴史風土の中で、安心、いきがい、でないが眞に実感できる地域としての形  
成を図ります。

**【ゾーン別整備の方向】****① 森のゾーン**

緑あふれる森のゾーンは、人と自然との共存を図る場として大地の恵みを活かした農林業の振興と水源としての大さを学ぶなど、自然教育・学習の機会を提供する場としての形成を図ります。

**② 川のゾーン**

水が輝く川のゾーンは、自然環境の保全に努めるともに、自然環境の大さを学ぶ場としてまた、人々の憩いの場として活用を図ります。

**③ 海のゾーン**

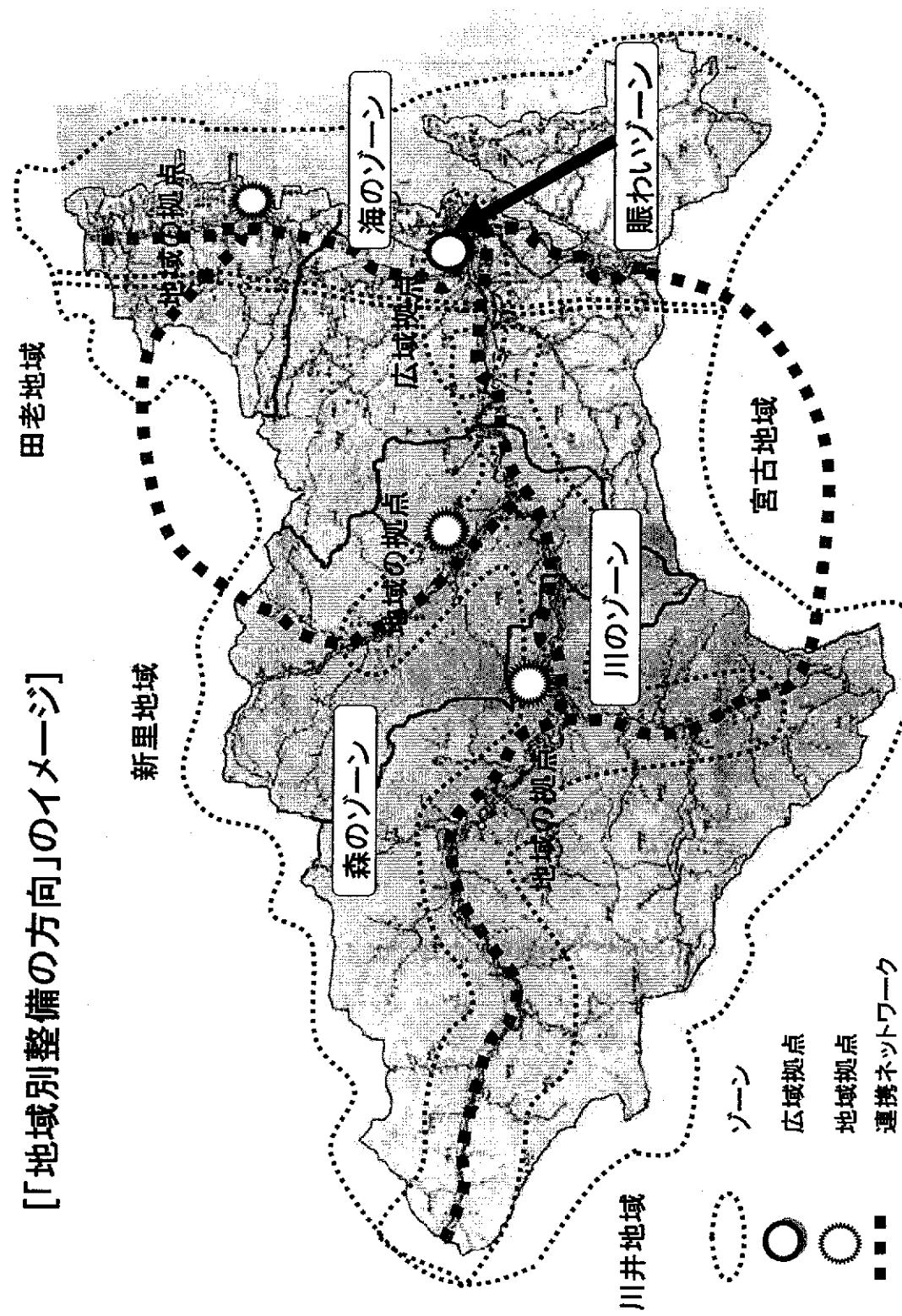
森・川の恵みが生んだ海のゾーンは、水産業を育む場として一層の振興を図るとともに、国立公園としての自然景観を核として展開してきた観光に体験や交流、静養・癒しを取り入れた観光地としての質的向上を図ります。

**④ 賑わいゾーン**

都市の魅力を提供する賑わいゾーンは、商業・業務、娯楽・飲食、スポーツなどの多様な都市サービスの集積や港湾の利活用を図り、人・物・情報が集まる交流の場としての整備を図ります。

*Miyako & Kawai*

[「地域別整備の方向」のイメージ]





新市のまちづくりは、地域全体が等しく発展することを念頭に置き、中・長期的な新市財政への影響も考慮しながら、合併による財政支援制度を有効に活用して進めていく必要があります。

新市全体の活性化と住民生活の向上を図るために、生活・産業・情報基盤施設などハード面の着実な整備とともに、保健・医療・福祉分野や産業支援、教育などソフト面の事業を展開していくことが重要となります。また、これまで両市村が計画的に取り組んできた重点的施策の継続性を確保することも重要です。

これらのことから、新市では、まちづくりの基本的な方向に基づき、分野別に次に掲げる施策の展開を図ります。

### 1

## 分野別施策の方向

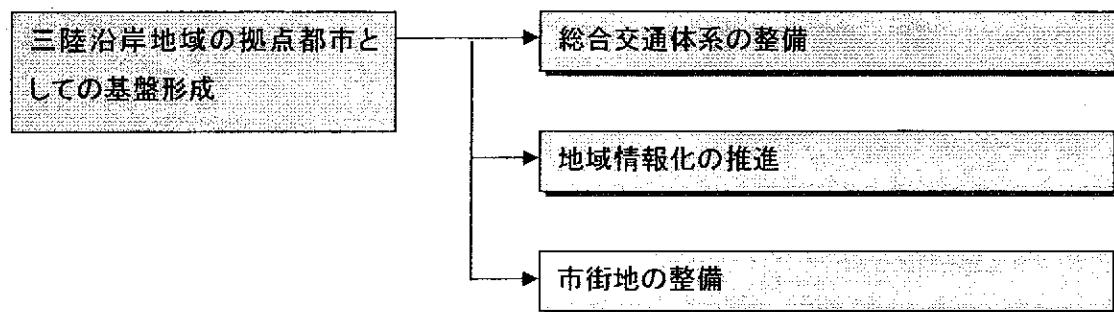
### （1）三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成

新しいまちづくりでは、宮古広域生活圏や三陸地方拠点都市地域の中心都市としての機能を高め、生活圏の緊密化と交流圏の拡大を促進するため、計画的な土地利用のもと、幹線道路網や生活関連道路のネットワークの形成及び公共交通機関の確保など総合交通体系の整備を図ります。

また、機能的で魅力ある市街地の形成と高度情報化社会に対応した地域情報化の推進を図ります。

特に、新市の一体性を高め、住民の活発な相互交流を促進するための道路の整備を進めます。

### 【重点的な施策の体系】



【主要な事業】

事業名	合併リーディング・プロジェクト					
	一 体 化	产 業	子 育 て	森 川 海	地 域	创 造
先 専	振 興	支 援	ゾ ン			
道路網整備事業	○					
公共交通維持支援事業	○					
情報通信基盤整備事業	○					
市街地整備事業						
中心市街地拠点施設整備事業						

## （2）活力に満ちた産業振興都市づくり

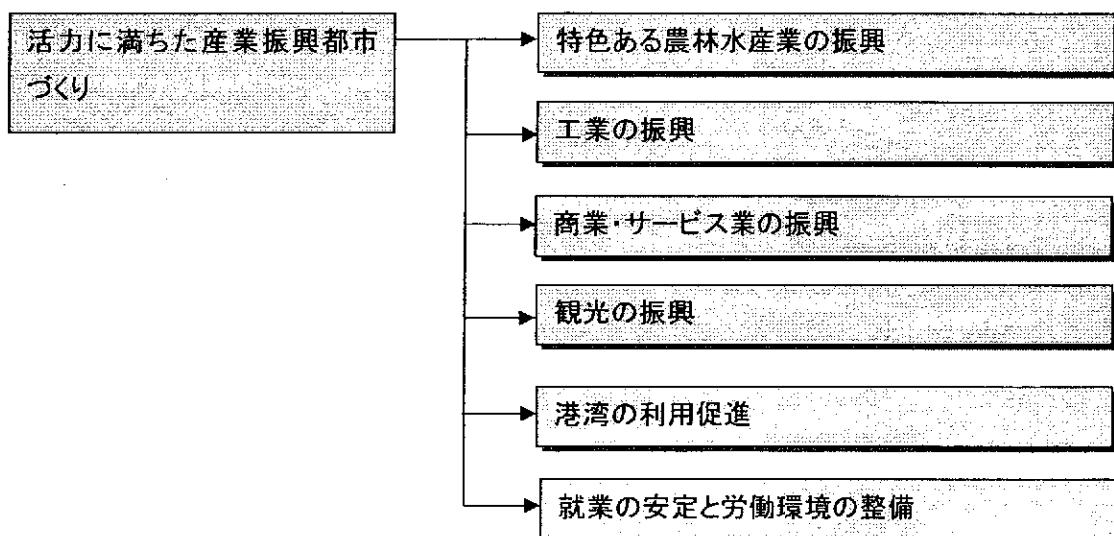
新しいまちづくりでは、活力に満ちた産業振興の都市づくりを進めるため、農林水産業、工業、商業・サービス業、観光などにおいて、これまで集積された資源を活用し、その振興を図るとともに、本地域に分散する多様な資源を活用し、地域の基幹産業としての特色ある農林水産業と他の各産業が地域内で緊密な連携を持ちながら結びついた高付加価値型の産業が躍動する新しい産業都市づくりを進めます。

また、本地域の海上・陸上交通の結節点としての立地条件を生かし、宮古港を中心とした基幹道路網と連携した新たな物流ネットワークの確立を図ります。

合併することにより陸中海岸国立公園と早池峰国定公園という2つの国指定の公園を合わせもつことは全国に誇れる「まち」となることから、これを生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、木の博物館等を活用した体験・参加型など、点在する観光資源をつなぎ、『森・川・海』を連携させた観光の創出により、多様化する観光客のニーズに対応した魅力ある観光エリアの形成を図ります。

さらに、各種産業と連携した地場産業の振興やコミュニティ・ビジネスの支援、新産業の創出、就労の場の確保など総合的な雇用対策を促進し、若者の定着を図るとともに、社会情勢や企業のニーズに即した技能の習得により就業の安定と労働環境の整備に努めます。

### 【重点的な施策の体系】



【主要な事業】

事 業 名	合併リーディング・プロジェクト					
	一 体 化 先 進	産 業 版 奖	子 育 て 支 援	森 川 海 ゾ ーン	地 域 創 造	
地域重点化作物等生産拡大事業		○		○		
生産組織支援事業		○		○		
畜産振興事業		○				
森林整備事業		○		○		
水産振興事業		○		○		
内水面資源増殖事業		○		○		
観光施設整備事業		○		○		
木の博物館推進事業		○		○		
地場企業支援育成事業	○					
商業振興対策事業		○				
コミュニティ・ビジネス支援事業		○				
企業立地補助事業		○				
雇用対策事業	○	○				

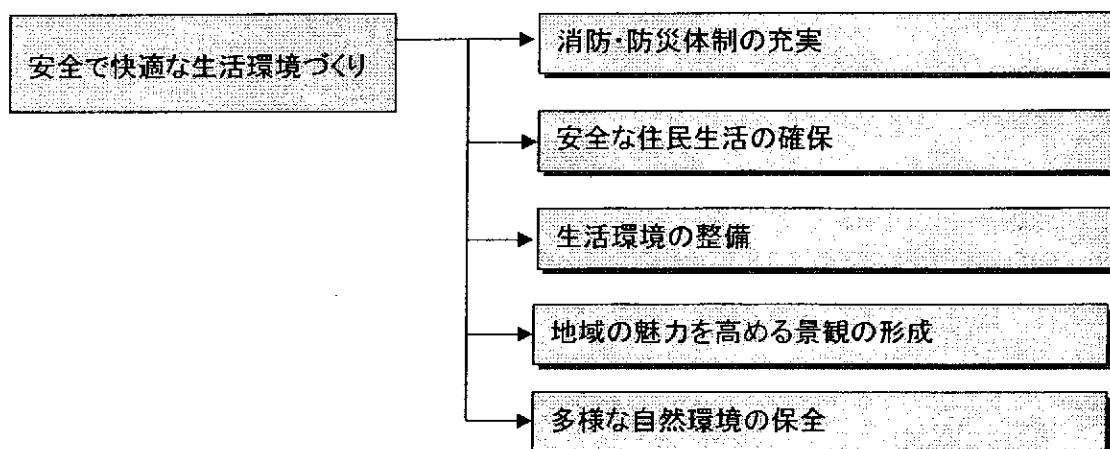
### （3）安全で快適な生活環境づくり

新しいまちづくりでは、安全で快適な生活環境づくりのため、住民の生命と財産を守る消防・防災体制の充実、交通事故や犯罪の防止による安全な住民生活の確保を図るとともに、生活排水処理施設の整備や環境衛生の充実など人と自然が共生する快適な生活環境づくりを進め、住民生活の向上を図ります。

特に、これまでの津波や高潮、風水害などの災害の経験を踏まえ、防災施設や情報伝達体制の整備などを図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、森林、河川、海岸など本地域が持つ豊かな自然環境を保全するとともに、その魅力を見出し生かす、まちづくりとしての景観の形成や、これらを活かした交流活動を進めます。

#### 【重点的な施策の体系】



【主要な事業】

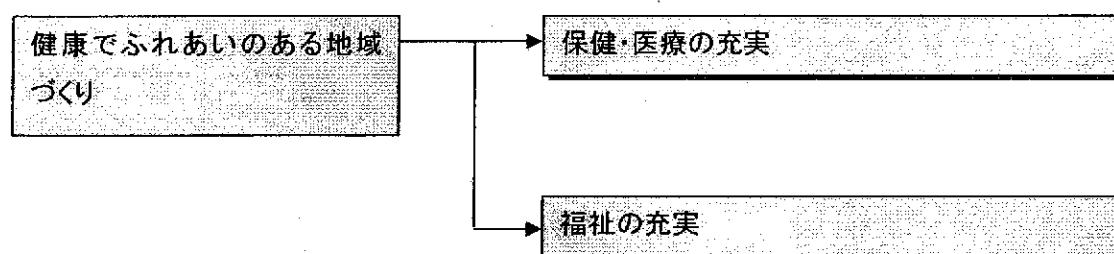
事業名	合併リーディング・プロジェクト					
	一 体 化 先 導	産 業 振 興	子 育 て 支 援	森 川 海 ゾ ン	地 域 創 造	
消防防災施設整備事業	○					
建設機械整備事業						
浸水対策事業						
公営住宅等整備事業	○					
水道施設整備事業	○					
水道水源保護対策事業					○	
公共下水道事業	○				○	
市営浄化槽事業					○	

#### (4) 健康でふれあいのある地域づくり

新しいまちづくりでは、生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを目指し、共に支え合う地域社会の中で、急速に進む少子高齢社会に対応した保健・医療・福祉などの必要なサービスが必要な時に受けられる仕組みづくりを進めます。

また、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、保健・医療サービスの充実を図り、すべての人が生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。

#### 【重点的な施策の体系】



#### 【主要な事業】

事業名	合併リーディング・プロジェクト				
	一 体 化	産 業	子 育 て	森 川 海	地 域 創 造
先 進 振 興 支 援	ゾーン				
医療給付事業					
特定健康診査・特定保健指導事業					
放課後児童健全育成事業	○		○		
保育所・児童館等整備事業	○		○		
障がい者生活支援事業	○				
介護予防事業	○				
社会福祉施設等運営支援事業	○				

## (5) 多様な参画による交流と連携の地域づくり

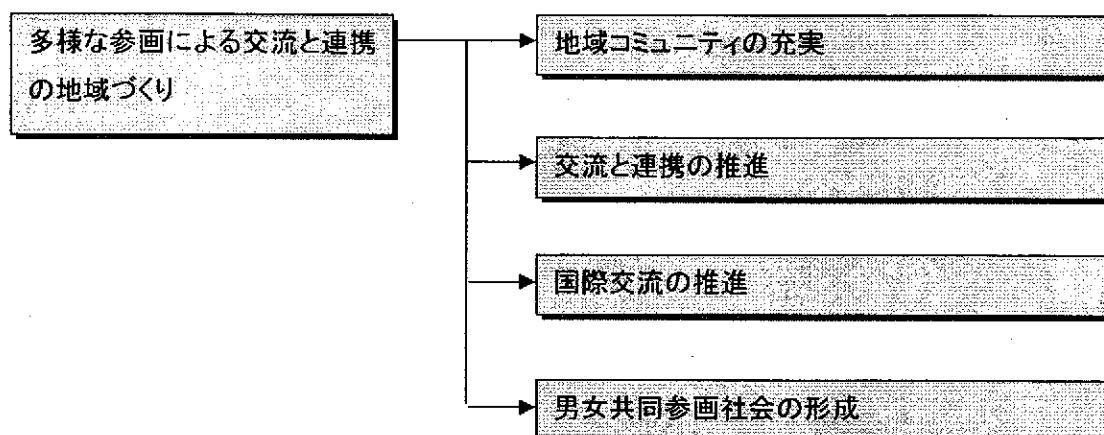
新しいまちづくりでは、多様な参画による交流と連携の地域づくりのため、市民及び市民活動団体等が相互理解を深めるとともに、目的を共有し、対等な立場で連携及び協力し、それが自主性及び自律性を尊重できる自治基本条例に根ざした参画と協働のまちづくりを推進します。

広域的に対処しなければならない課題の解決に向けて、新市として他の自治体などの友好、交流に努めることとします。

また、国際理解の促進や国際化に対応した人材の育成、関係団体の支援などを通じて国際交流の推進に努めます。

さらに、性別、年齢及び心身の状態等の違いによる偏見や差別を受けることなく、互いに助け合いながら暮らせる社会の実現に向けて取組みます。

### 【重点的な施策の体系】



### 【主要な事業】

事　業　名	合併リーディング・プロジェクト					
	一　体　化	産　業	子　育　て	森　川　海	地　域	
先　導	振　興	支　援	ゾーン	創　造		
地域創造基金事業						○
市民活動拠点整備事業						○
国際交流事業						
男女共同参画事業			○			○
協働推進事業						○

## [第4章]

## 新市の施策（分野別施策）

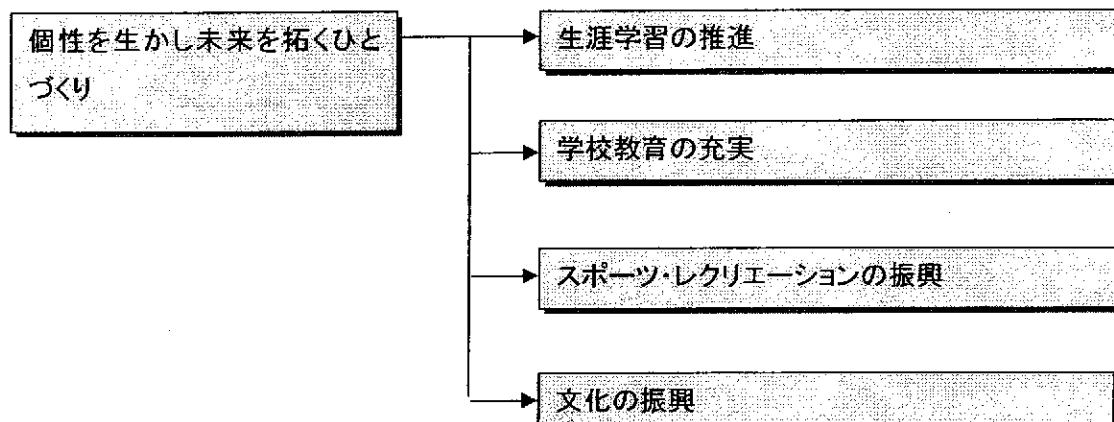
### （6）個性を生かし未来を拓くひとづくり

新しいまちづくりでは、誰もがその個性を伸ばしながら学び続けることができるよう生涯学習環境を整備するとともに、自ら学ぶ意欲や個性、創造性を伸ばし、人と自然を思いやることのできる、人づくりの基礎となる学校教育の充実を図ります。

また、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める環境の整備など、生涯スポーツの促進とともに、各種競技スポーツの振興を図ります。

さらに、本地域の風土に培われてきた郷土芸能などの伝統・文化は、地域だけで継承していくことは難しく消滅が危惧されることから、その貴重な伝統・文化を後世に伝えていくための施策を展開し、その保存に努めるとともに、新市における住民の心のよりどころとなる地域文化の創造を促進します。

#### 【重点的な施策の体系】



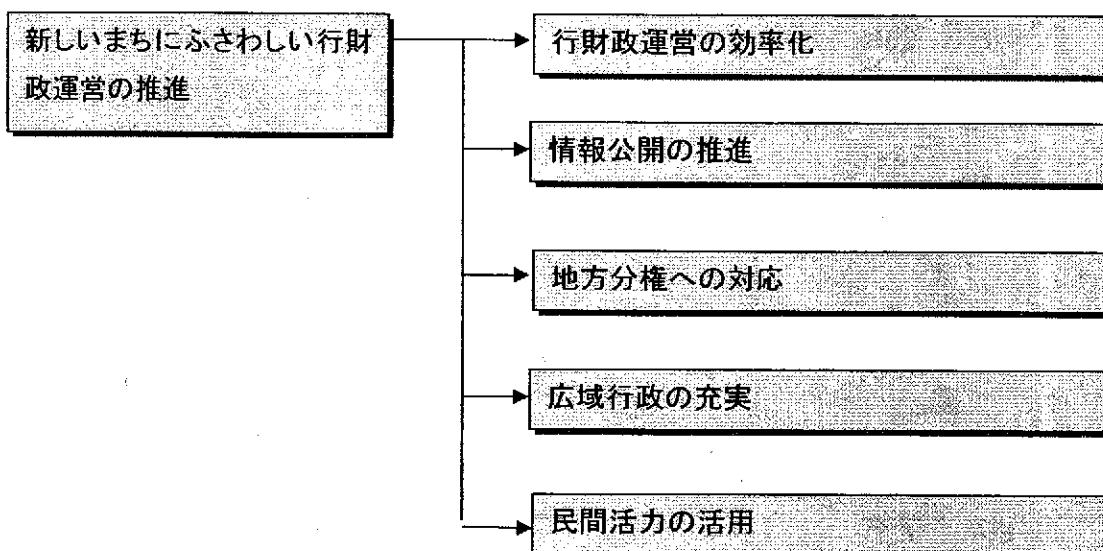
#### 【主要な事業】

事 業 名	合併リーディング・プロジェクト						
	一 体 化 先 延	产 業 振 興	子 育 て 支 援	森 川 海 ソ ー ン	地 域 创 造		
生涯学習拠点整備事業							○
図書館電子化事業	○						
学校施設整備事業							
体育・スポーツ施設整備事業	○						
生涯スポーツ推進事業							
文化財保存伝承事業							○
市民文化会館改修事業	○						

## (7) 新しいまちにふさわしい行財政運営の推進

新しいまちづくりにあたっては、市民主権、市民自治の更なる発展のために、自治基本条例に基づく参画と協働によるまちづくりを進めるとともに、合併の効果を最大限に發揮しながら、市民にとって満足度が高く、質の高い行政サービスを将来にわたって提供できるよう効率的で公正・透明性の高い開かれた行財政運営を推進します。

### 【重点的な施策の体系】



## [第4章]

## 新市の施策（分野別施策）

### 【主要な事業】

事 業 名	合併リーディング・プロジェクト					
	一 体 化	产 業	子 品	森 川 海	地 域	创 造
先 専	振 興	支 援	ゾ ン			
戸籍事務コンピュータシステム事業	○					
電子申請届出汎用受付システム導入事業	○					
総合行政ネットワーク整備事業	○					○
住民情報システム運用事業	○					
庁内LANシステム運用事業	○					
福祉総合システム運用事業	○					
住民基本台帳ネットワークシステム運用事業	○					
財務会計システム運用事業	○					
庁舎建設基金積立	○					
庁舎等整備事業	○					○



## 2

## 5つの合併リーディング・プロジェクト

第3章「まちづくりの基本方針」に掲げる「新市の将来像」を実現するため、7つの「基本的な施策の方向」に基づき、分野ごとに施策・事業の体系的な展開を図っていきます。

本計画では、これと同時に、次に掲げる5つの「合併リーディング・プロジェクト」の視点に基づき、市町村合併の効果を最大限に発揮するため、分野横断的に取り組むことが必要と考えられる施策・事業の先導的・重点的な実施に努めます。これは、新市の目指す将来像を実現する上で、特に重点的、戦略的に取り組むべきテーマで、それぞれの分野の基本的な施策と事業に総合的に波及効果を及ぼす可能性のある施策の考え方を提案するものです。

プロジェクトの推進に当たっては、推進チームの設置など分野を超えた全庁的な体制で取り組んでいきます。

合併リーディング・プロジェクトは、次に掲げる5つのプロジェクトで構成します。

- I 一体化先導プロジェクト
- II 産業振興プロジェクト
- III 子育て支援プロジェクト
- IV 森・川・海ゾーンプロジェクト
- V 地域創造プロジェクト

## 【5つの合併リーディング・プロジェクト展開イメージ】

# 「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち

## 一体化先導 プロジェクト

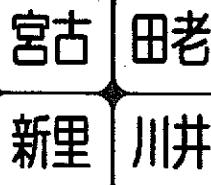
新市的一体化を先導するため、先行的に実施することが必要な事業を重点的に推進します。

## 産業振興 プロジェクト

地域の基幹産業としての農林水産業と他の各産業が地域内で有機的に結びついた高付加価値型の産業が躍動する新しい産業都市づくりを進めるための事業を重点的に推進します。

## 子育て支援 プロジェクト

新市における子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策を重点的に推進し、健やかで心豊かなひとを育むまちづくりをめざします。



## 森・川・海ゾーン プロジェクト

地理的な特性やまちづくりの可能性から設定した「森のゾーン」、「川のゾーン」、「海のゾーン」などのゾーニングの考え方に基づいた事業を重点的に推進します。

## 地域創造 プロジェクト

地域における住民自治の充実を図るための仕組みづくりを進めるとともに、新市を構成する地域それぞれが持つ個性を最大限に発揮し、活力ある地域を創造するための事業を重点的に推進します。

## (1) 一体化先導プロジェクト

「一体化先導プロジェクト」は、広域的な観点に立った施策の推進や行政の効率化など市町村合併の効果を最大限に發揮するための取組みや、「役場までの距離が遠くなり窓口サービスが受けにくくなるのではないか」といった合併により懸念される事項を解決するための取組みなど、新市の一体化を先導するため、先行的に実施することが必要な主な事業を重点的に推進するものです。

### 【プロジェクトに該当する主要な事業（再掲）】

事業名	施策の方向	担当者
道路網整備事業	1 基盤整備	
公共交通維持支援事業	1 基盤整備	
情報通信基盤整備事業	1 基盤整備	
雇用対策事業	2 産業振興	
消防防災施設整備事業	3 生活環境	
公営住宅等整備事業	3 生活環境	
水道施設整備事業	3 生活環境	
公共下水道事業	3 生活環境	
放課後児童健全育成事業	4 健康	
保育所・児童館等整備事業	4 健康	
障がい者生活支援事業	4 健康	
介護予防事業	4 健康	
社会福祉施設運営支援事業	4 健康	
図書館電子化事業	6 ひとづくり	
体育・スポーツ施設整備事業	6 ひとづくり	
市民文化会館改修事業	6 ひとづくり	
戸籍事務コンピュータシステム事業	7 行財政運営	
電子申請届出汎用受付システム導入事業	7 行財政運営	
総合行政ネットワーク整備事業	7 行財政運営	
住民情報システム運用事業	7 行財政運営	
庁内LANシステム運用事業	7 行財政運営	
住民基本台帳ネットワークシステム運用事業	7 行財政運営	
財務会計システム運用事業	7 行財政運営	
庁舎建設基金積立	7 行財政運営	
庁舎等整備事業	7 行財政運営	

## (2) 産業振興プロジェクト

新市が早期に一体化を実現し、自立的な社会を形成していくためには、地域資源を生かした力強い産業振興が不可欠です。

「産業振興プロジェクト」は、農林水産業、工業、商業・サービス業、観光などにおいて、これまで集積された資源を活用し、その振興を図るとともに、本地域に分散する多様な資源を活用し、地域の基幹産業としての特色ある農林水産業と他の各産業が地域内で緊密な連携を持ちながら結びついた高付加価値型の産業が躍動する新しい産業都市づくりを進めるための主な事業を重点的に推進するものです。

### 活力に満ちた産業振興都市づくり

#### キーワード

地域特性を生かした地場産業の振興

地場産業の連携による高付加価値化・販路拡大

人材育成・ひとつづくり

#### 農林水産業の振興

#### 農業

- ①農業基盤の整備と経営安定化対策
- ②高収益農産物の安定生産
- ③地産地消の推進
- ④地場産品の研究開発
- ⑤担い手の育成
- ⑥安心・安全・本物の産物の提供

#### 畜産

- ①地域特性を活かした経営安定化対策
- ②生産基盤の拡大対策
- ③自給粗飼料の確保対策
- ④快適な畜産を支える生活環境の整備
- ⑤担い手の育成
- ⑥安心・安全・本物の産物の提供

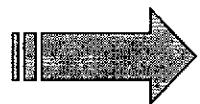
#### 林業

- ①多様な機能を有する森林整備の推進
- ②森林資源の利用拡大
- ③地域材の安定供給
- ④担い手及び組織体の育成

#### 水産

- ①豊かな海を活用した前浜資源及び内水面資源の維持・増大
- ②消費者ニーズに対応した水産物供給体制の確立
- ③水産業と農林業の連携による新たなマーケティングの展開
- ④活力あふれる漁村づくりと担い手の育成
- ⑤安心・安全・本物の産物の提供

## 魅力サービスの顕



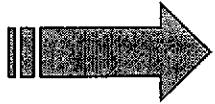
- ①魅力ある商業集積の整備
- ②小売業の育成
- ③魅力ある新産業の創出

・地域づくりと連携した魅力ある商店街づくりの促進

・生活者の視点に立った豊かな消費生活を創造する個性ある店づくりの促進

・高齢化社会に対応した新産業の育成  
・「健康」をテーマとした産業の育成  
①「健康・安全・安心・本物」の商品開発  
②「シートピアなど」「グリーンピア田者」「湯ったり館」「木の博物館」等の連携による健康プログラムの事業化  
③地域資源を活用し異業種を融合させた新健康サービス産業の創出

## 工業の振興



- ①地場産業の総合支援
- ②既存産業集積の発展
- ③未利用資源を活用した新産業の創出

・「宮古市産業支援センター」の運営

・コネクターと金型関連産業  
①ニーズに応じた重層的な人材育成  
②トップクラスを維持するための技術革新  
③地域で完結できる産業集積の形成  
・合板・集成材を中心とする木材加工業  
①集積を生かし間伐材やリサイクル材を製品化する  
木質循環システムの形成  
②港湾と藤原ふ頭工業団地の活用  
③「川上」と「川下」の連携強化  
・水産加工業を中心とする食品産業  
①マーケティングを生かした売れる商品づくりと販路拡大  
②共同利用できる試作用設備の設置  
③「安全・安心・本物」の商品開発

・未利用資源の活用

## 観光の振興



- ①施設の整備
- ②誘客活動の強化
- ③受け入れ体制の整備

- ・観光客誘導案内標識及び観光案内板の整備

- ①統一規格による案内標識等
- ②森・川・海をつなぐ案内標識等
- ③観光案内所の整備

- ・魅力あるモデルコースの設定

- ①美しい森である「早池峰国定公園」と豊かな海である「陸中海岸国立公園」を清らかな川である「閉伊川」により結ばれる恵まれた自然環境を活かしたコースの設定
- ②地域内の道の駅に代表される産直施設などを観光資源として活かしたコースの設定

- ・おもてなしのこころの向上

【プロジェクトに該当する主要な事業（再掲）】

事業名	施策の方向	備考
地域重点化作物等生産拡大事業	2 産業振興	
生産組織支援事業	2 産業振興	
畜産振興事業	2 産業振興	
森林整備事業	2 産業振興	
水産振興事業	2 産業振興	
内水面資源増殖事業	2 産業振興	
観光施設整備事業	2 産業振興	
木の博物館推進事業	2 産業振興	
地場企業支援育成事業	2 産業振興	
商業振興対策事業	2 産業振興	
コミュニティ・ビジネス支援事業	2 産業振興	
企業立地補助事業	2 産業振興	
雇用対策事業	2 産業振興	

### （3）子育て支援プロジェクト

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、出生率は低下を続け、子どもの数は減少し続けています。こうした少子化の進行は、子ども自身の健やかな成長はもとより、社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されており、子どもを健やかに産み育てるこことを社会全体として支援する施策の展開が重要となっています。

「子育て支援プロジェクト」は、新市における子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策を重点的に推進し、健やかで心豊かなひとを育むまちづくりを目指します。

## 子育て支援施策の方向

### 子育て支援サービスの充実

- ◎ 地域における子育て支援サービスの充実  
多様な家族形態や就労形態に対応したサービスの提供や気軽に相談できる相談・支援体制の充実
  - ①子育て支援センター、つどいの広場等子育て拠点施設の充実
  - ②ファミリーサポートセンター事業の推進
- ◎ 地域における子育て支援のネットワークづくりの推進  
子育てを地域社会全体で支えていくため、子育てを支援するネットワークづくりを推進

### 保育サービスの充実

- ◎ 公立保育所の民営化  
様々な規制緩和措置や民間活力を活用した保育所の公設民営化の推進による多様な保育サービスの提供
- ◎ 保育需要の多様化に対応した保育サービスの充実  
延長保育、一時預かり保育、病後児保育、障がい児保育、休日保育等の充実及び拡充

### 母と子の健康づくり支援

- ◎ 安全な出産と元気な子どもの出生のための健康診査及び相談支援の充実
  - ①妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の充実
  - ②妊産婦に対する相談支援の充実
- ◎ 健やかな子どもの育成のため健康診査及び相談指導の充実
  - ①乳幼児健康診査（個別・集団）の充実
  - ②乳幼児の発育発達の相談体制の充実
- ◎ 乳幼児期からの食育事業の充実
  - ①乳幼児健康相談事業及び離乳食教室の充実
- ◎ 小児医療体制の確保のため、医師会、県、近隣市町村及び関係機関との連携の推進

**次代を担う若い世代への支援**

- ◎ 次世代を担う思春期の健康づくり支援
  - ①乳幼児やその保護者にふれあう事業の推進
  - ②生二性についての知識啓発事業の拡充
- ◎ 家庭教育への支援の充実  
発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供の充実

**仕事と子育ての両立支援の推進**

- ◎ 男女共同参画意識の形成
  - ①仕事や家事、子育てに参画する男女の平等意識の啓発
  - ②家事、育児等の知識や技術の習得等学習機会の提供

**児童の健全育成**

- ◎ 子どもの安全確保  
地域及び関係機関、関係団体等が連携し地域ぐるみで子どもを見守るネットワークの強化
- ◎ 児童虐待防止の連携強化  
児童の健全育成及び児童虐待防止を図るために、関係機関、関係団体の連携を強化し子育て家庭への支援の推進

**【プロジェクトに該当する主要な事業（再掲）】**

事業名	施策の方向	備考
放課後児童健全育成事業	4 健康	
保育所・児童館等整備事業	4 健康	
男女共同参画事業	5 交流連携	

#### (4) 森・川・海ゾーンプロジェクト

「森・川・海ゾーン」は、第3章「新市の将来像」を具体化するため、「森・川・海」を視点とした主な事業や、「地域別整備の方向」において、新市を面的にとらえ、地理的な特性やまちづくりの可能性から設定した「森のゾーン」、「川のゾーン」、「海のゾーン」などのゾーニングの考え方に基づいた主な事業を重点的に推進するものです。

「森・川・海」を視点に、それらの豊かな資源を生かした「食の安心・安全」や地物・本物を志向する「地産地消」、「スローフード」、農林水産業と交流・体験観光を合わせた「グリーン・ツーリズム」、「ブルー・ツーリズム」など新しい視点に立った取組みを進めます。

また、合併することにより陸中海岸国立公園と早池峰国定公園という2つの国指定の公園を合わせもつことは全国に誇れる「まち」となることから、これを生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、木の博物館等を活用した体験・参加型など、点在する観光資源をつなぎ、森・川・海を連携させた観光の創出により、多様化する観光客のニーズに対応した魅力ある観光エリアの形成を図ります。

【プロジェクトに該当する主要な事業（再掲）】

事業名	施策の方向	備考
地域重点化作物等生産拡大事業	2 産業振興	
生産組織支援事業	2 産業振興	
水産振興事業	2 産業振興	
森林整備事業	2 産業振興	
内水面資源増殖事業	2 産業振興	
観光施設整備事業	2 産業振興	
木の博物館推進事業	2 産業振興	
水道水源保護対策事業	3 生活環境	
公共下水道事業	3 生活環境	
市営浄化槽事業	3 生活環境	

## (5) 地域創造プロジェクト

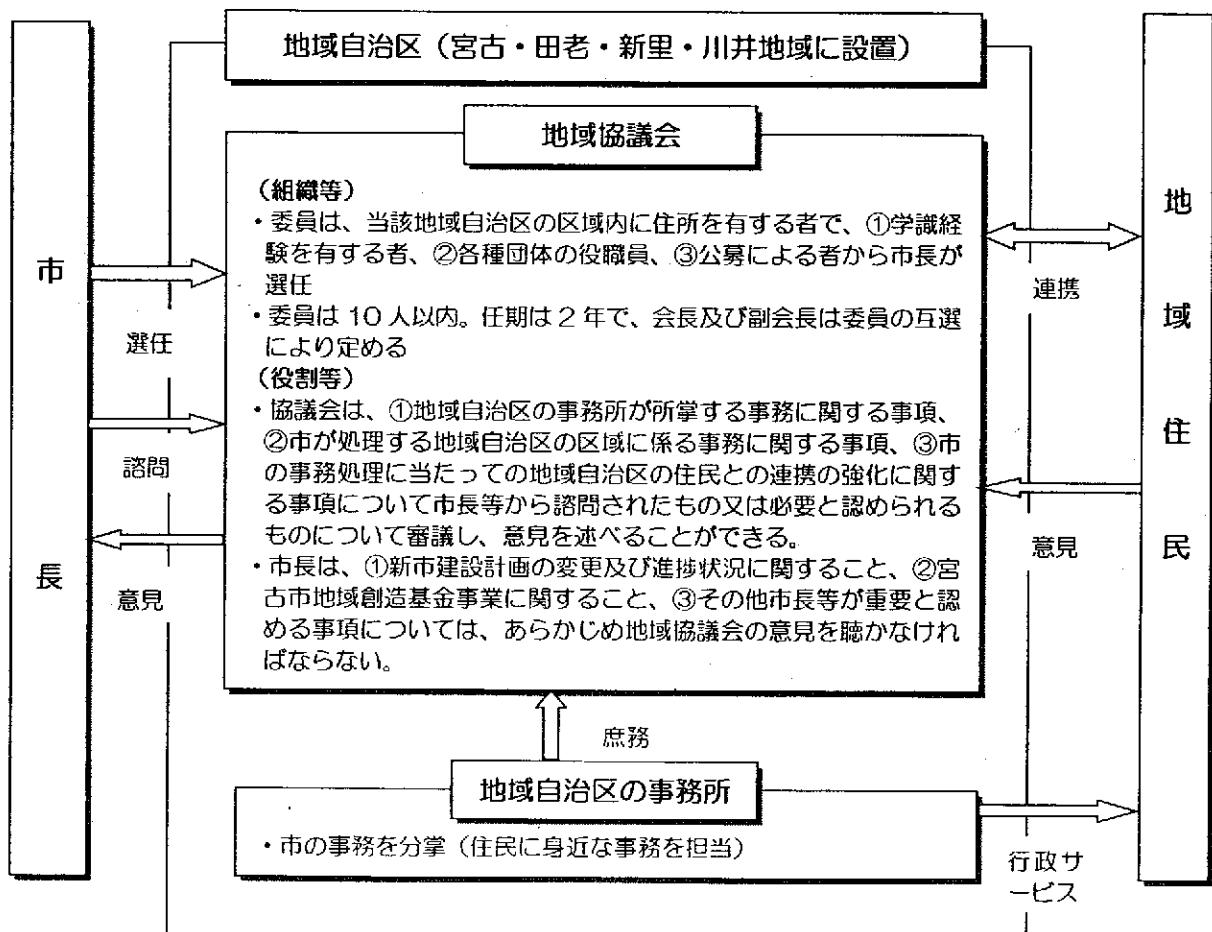
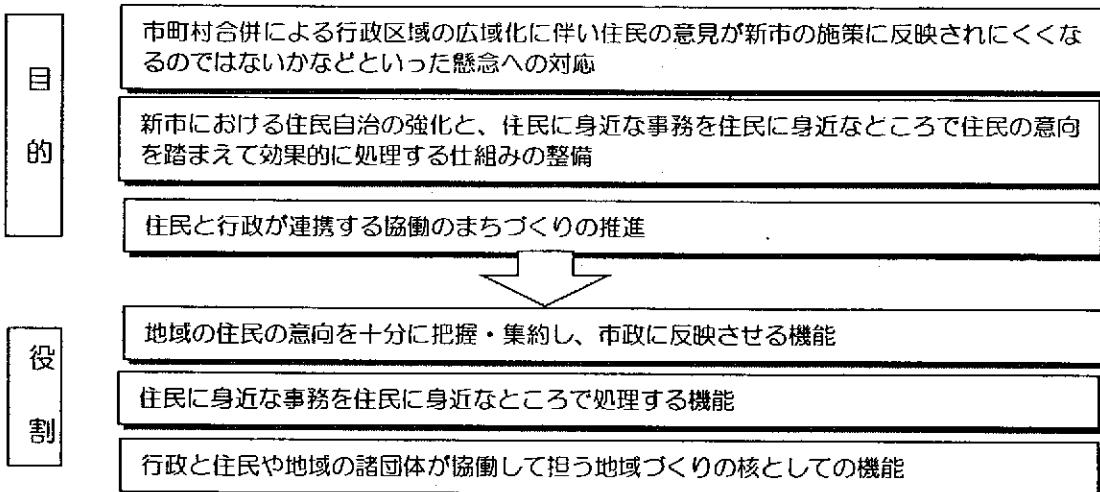
合併による行政区域の広域化に対応した新しいまちづくりを進めていくためには、新市全体としての広域のまちづくりと、それぞれの特色を生かし住民の声を反映した地域ごとのまちづくりとの双方のバランスを取る仕組みづくりを進めることが重要です。

「地域創造プロジェクト」は、広域化する新市において、住民の意思が的確に反映されるとともに、住民に身近な課題は地域で解決できるよう、地域における住民自治の充実を図るために仕組みづくりを進めるとともに、新市を構成する地域それぞれが持つ個性を最大限に發揮し、活力ある地域を創造するための主な事業を重点的に推進するものです。

地域住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかなどの懸念に対応するとともに、住民に身近な事務を住民に身近なところで住民の意向を踏まえて効果的に処理する仕組みづくりを進め、さらに、住民と行政が連携する協働のまちづくりを推進するため、地方自治法に基づく「地域自治区（一般制度）」を設置していることから、川井地域にも同様の地域自治区（一般制度）を設置します。

また、「自治基本条例」、これを補完する「参画推進・協働推進・住民投票」の三つの条例の適正な運用を図りながら、市民と行政とが良きパートナーとして相互の役割と責任を担い合い、協働によるまちづくりを進めていきます。

## 地域自治区（地方自治法に基づく一般制度）



【プロジェクトに該当する主要な事業（再掲、その他）】

事業名	施策の方向	備考
地域創造基金事業	5 交流連携	
市民活動拠点整備事業	5 交流連携	
男女共同参画事業	5 交流連携	
協働推進事業	5 交流連携	
生涯学習拠点整備事業	6 ひとつづくり	
文化財保存伝承事業	6 ひとつづくり	
総合行政ネットワーク整備事業	7 行財政運営	
庁舎等整備事業	7 行財政運営	
地域自治区（一般制度）の設置		



## 第5章

## 新市における岩手県事業の推進

### 1

### 岩手県の役割

岩手県では、新岩手県市町村合併支援プランを策定し、国の市町村合併支援プラン活用等による各種支援策を実施し、地域の活性化と個性あるまちづくりを支援することとしています。

宮古市と川井村が合併することにより、安らぎと活力に溢れ、住民が一体感を持ち、より一層住みやすくなったと実感できる地域となるよう、各種事業の推進に積極的に取り組み、『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』づくりを支援していきます。

### 2

### 新市における岩手県事業

(1) 新市の一体性の速やかな確立、住民の活発な相互交流を促進するための道路等の交通基盤をはじめとする社会基盤の整備等に取り組んでいきます。

【主要な事業・取組み】

事 業 名	区 域	備 考
道路改築事業 (国道 106 号地域高規格道路、国道 340 号)	宮古・新里・ 川井	
主要地方道道路整備事業	全地区	
一般県道道路整備事業	全地区	
市町村道道路整備事業（代行事業）	全地区	

(2) 住民生活を安全と潤いのあるものとするための生活基盤の整備、自然環境の保全等に取り組んでいきます。

【主要な事業・取組み】

事 業 名	区 域	備 考
海岸高潮対策事業	宮古・田老	
急傾斜地崩壊対策事業	全地区	
砂防事業	全地区	
河川事業	全地区	
防災対策治山事業	全地区	

(3) 高齢者、障がいがある方も含めたすべての人がすこやかに暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスの充実等に取り組んでいきます。

【主要な事業・取組み】

- 子育てボランティアの養成や地域の子育てコミュニティづくり支援
- 地域や民間との協働による障がいがある方の地域生活支援
- 介護予防に向けた健康づくり等の総合的なサービスの支援 等

(4) 地域の自立を支える産業の振興を図り、活力あるまちづくりを推進するための物流基盤、農林水産業の生産基盤の整備、商工業支援等に取り組んでいきます。

【主要な事業・取組み】

事 業 名	区 域	備 考
物流支援交流促進道路整備事業	全地区	
港湾改修事業	宮古	
都市計画道路整備事業	宮古	
林道網等整備事業	全地区	
広域漁港整備事業	宮古・田老	
地域水産物供給基盤整備事業	宮古・田老	

(5) 地域コミュニティの形成・充実、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域での人づくり、住民が主体となった地域づくり活動支援等に取り組んでいきます。

【主要な事業・取組み】

- 市町村総合補助金による支援
- コミュニティ助成事業による支援 等

(6) 新市の新たな行政課題等に先導的に対応していくために必要な取組みを支援します。

【主要な事業・取組み】

- 自治振興基金による無利子貸付支援
- 合併市町村地域活力向上支援交付金 等

## 第6章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮しつつ、財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。

その際、地域の特殊性を考慮するとともに、交通・情報通信網といった基盤整備の状況等を踏まえ、利便性のバランスが保たれるように配慮します。

特に、新たな公共施設の整備について、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性、優先度について十分に検討するとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新市の事務所については、主たる事務所を宮古市に置くとともに、川井村には、住民サービスの維持・向上及び地域住民の利便性に十分配慮し、住民サービスの低下を招かないよう各種窓口業務を行う組織を置くとともに、地域における産業及び地域振興の中心としての機能を付加する庁舎を配置します。



## 1 財政計画の基本的な考え方

新市における財政計画は、現行の国・県の制度を基本とし、歳入歳出の費目ごとに、過去の実績、経済情勢や人口推計を勘案し、合併年度及びこれに続く15年間の財政の収支について、普通会計ベースで作成しています。

作成に当たっては、第4章の主要事業、住民負担・サービス水準に関する調整方針による財政への影響や合併とともに削減経費、国・県による財政支援等を反映するとともに、健全な財政運営を進めることとしています。

費目ごとの主な内容と新市財政への主な影響については、次のとおりです。

## 2 歳入・歳出推計の考え方

### 【歳 入】

#### (1) 地方税

平成19年度及び平成20年度調定額をベースに、過去の実績推移、今後の経済見通し、人口推移を踏まえて推計しています。

不均一課税の特例については、調整方針に基づく影響額を見込んで推計しています。

#### (2) 地方譲与税・交付金

地方譲与税及び利子割交付金等交付金については、国の地方財政計画の伸び率を勘案して推計しています。

#### (3) 地方交付税

今後の人団推移を反映させるとともに、合併後5年間について、合併直後に発生する行政の一体化、行政水準の格差是正などを行う普通交付税の算定の特例や合併による補正を見込み推計しています。

5年間の増加額	3億5900万円
---------	----------

## [第7章] 財政計画

### (4) 国庫支出金・県支出金

平成19年度決算数値及び平成20年度決算見込数値をベースとし、平成20年度で廃止された補助金、臨時的な補助金、普通建設事業費に係る補助金等を控除し、生活保護その他福祉サービスの拡大による増加分、県による合併支援補助金、新市基本計画に係る補助金額を見込み推計しています。

#### ○県補助金（合併市町村地域活力向上支援交付金）

合併後の旧役場周辺部など衰退が懸念される地域の活性化が目的で、対象事業は、地域コミュニティ活動への助成、民間非営利団体（NPO）の支援経費、ボランティア研修会経費などに交付されます。

5年間の増加額	1億円
---------	-----

### (5) その他

その他には、次の経費が含まれています。

#### ① 分担金及び負担金

過去の実績を踏まえるとともに、調整方針に基づく影響額を見込み推計しています。

#### ② 使用料及び手数料

過去の実績を踏まえるとともに、調整方針に基づく影響額を見込み推計しています。

#### ③ 財産収入・寄付金

財産収入については、過去の実績を踏まえ推計しています。また、寄付金については計上していません。

#### ④ 繰入金・繰越金

繰入金については、過去の実績を踏まえ推計しています。また、年度間の財源の不均衡を調整するため財政調整基金から繰り入れを見込み推計しています。

繰越金については、各年度で剰余金が生じた場合は全額財政調整基金への積み立てをしているため計上していません。

#### ⑤ 諸収入

諸収入については、過去の実績を踏まえ推計しています。

## (6) 地方債

事業の財源として合併推進債のほか、通常の地方債も見込み推計しています。

### ○ 合併推進債の発行

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、合併市町村が市町村基本計画に基づいて行う市町村の一体化、均衡ある発展のため建設事業に対して、合併後 15年間、合併推進債を借り入れすることができます。

充当率（事業費に対する借入割合）は 90%で、後年度、元利償還金の40%が普通交付税に算入されます。

発行見込額	41 億円
元利償還金	50 億 6000 万円
交付税算入（40%）	20 億 2400 万円

## 【歳 出】

### (1) 人件費

人件費については、一般職員の適正な定員管理に基づく削減を行うものとし、合併に伴う特別職等の人事費削減効果を見込み推計しています。

### ○ 議会議員報酬の削減効果

議会議員については、合併特例法による在任特例を適用し、川井村の議員 10 名が平成 22 年 4 月まで在任することとし、その間の報酬は現行の川井村の報酬月額を引き継ぐものとして推計しています。

その後は議員の定数は 30 名となり、報酬額については、宮古市の現行額で推計しています。在任特例期間終了後に議員が 10 人削減となることにより、報酬額は年額約 3,300 万円の削減となります。

区分	10年間の削減額
議員	3 億 3000 万円

## [第7章] 財政計画

### ○ 三役等特別職人件費の削減効果

平成20年4月現在の川井村の特別職（村長及び教育長）2人が合併することにより減少となり、給与額は、年額約2,200万円の削減となります。

区分	10年間の削減額
三役等特別職	2億2400万円

### ○ 行政委員会等報酬の削減効果

合併により、行政委員会の委員については、合併方式が編入合併であることから川井村の選挙管理委員会、監査委員などが廃止されます。また、その他審議会等の委員についても、廃止となることから、年額約500万円の削減となります。

区分	10年間の削減額
行政委員会等委員	4300万円

### ○ 一般職員人件費の削減効果

合併により、行政における総務・企画・管理部門等の職員に余剰人員が見込まれます。本計画では、同規模の団体を参考に退職者の60%の補充により10年間で122人（うち合併効果分30人）減らすものとしています。

区分	H21.4.1 現在	削減数	合併後10年	10年間の削減額
一般職員	692人	122人	570人	14億3600万円

#### (2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ、合併に伴う生活保護費の増加分、社会福祉、老人福祉に係るサービスの拡大に伴う増加分を試算するとともに、今後の高齢化率を考慮し扶助費の増加分を見込み推計しています。

#### (3) 公債費

公債費については、旧市村の平成21年度発行地方債までの今後の償還見込みに、新市における合併推進債等地方債に係る年度ごとの償還金を試算し見込み、一時借入金利子を加算し推計しています。

#### (4) 補助費等

補助費等については、過去の実績を踏まえるとともに、合併により削減可能な経費を見込み推計しています。

○ 補助費等の削減効果

補助費等は、各種団体に対する負担金や補助金などのことですが、物件費と同様に合併により自治体がひとつになることで、その負担が不要となるものがあります。

区分	10年間の削減額
補助費等	1億5100万円

(5) 繰出金

繰出金については、下水道など建設費に係る元利償還金相当分の繰り出しによる増減が見込まれることから、各会計の今後の償還見込に新市基本計画に基づく発行見込による元利償還金を試算し、繰出金を算出するとともに、合併に伴う事務費等を勘案し推計しています。

また、国保、介護に関しては、過去の実績、調整方針を考慮しつつ、合併に伴う事務費等の削減分を見込むとともに医療費等の伸びを勘案し推計しています。

○ 繰出金の削減効果

繰出金は、一般会計から各特別会計に支出される経費で、建設費、医療費の市町村負担分、事務費などの支出がありますが、合併によりそれぞれの特別会計が1つになることにより、経費の削減が可能となります。

区分	10年間の削減額
繰出金	2億4600万円

(6) その他

その他には次の経費が含まれています。

① 物件費

物件費については、平成19年度決算額及び平成20年度決算見込額をベースに、特殊事情等臨時的な経費、合併により削減可能な経費の積み上げ分を減額し、新市における市長、市議及び衆議院議員選挙経費等を見込み推計しています。

○ 物件費の削減効果

物件費には、賃金、旅費、交際費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれていますが、合併により自治体がひとつになることで、経費が削減されることになります。

区分	10年間の削減額
物件費	7億7000万円

## [第7章] 財政計画

### ② 維持補修費

維持補修費については、過去の実績を踏まえるとともに、今後の施設老朽化に対応するため、平成21年度から各年度2億1,000万円を見込んでいます。

### ③ 積立金

積立金については、過去の実績を踏まえるとともに、合併後の地域振興のための地域創造基金、庁舎建設基金の基金造成を行なうものとしています。また、各年度の財源調整のための財政調整基金の積立てを見込み推計しています。

### ④ 投資、出資及び貸付金

投資、出資及び貸付金については、過去の実績を踏まえて推計しています。

## (7) 普通建設事業

普通建設事業については、新市基本計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

### ○ 普通建設事業費の合併による効果

合併により、歳入面では、合併推進債等の発行や交付税の優遇措置があり、歳出面においては、行政の一体化により様々な経費が削減されることにより、新市のまちづくりに必要な普通建設事業費を確保できます。

区分	10年間の事業費総額
普通建設事業費	424億200万円

財政計画（平成21年度～令和6年度）

(単位：百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方税	5,529	5,419	4,436	4,846	5,093	5,542	5,469	5,589	5,717	5,611	5,590	5,594	5,408	5,364	5,320	5,202
地方譲与税・交付金	1,016	974	898	896	975	1,378	1,259	1,354	1,437	1,547	1,564	1,564	1,581	1,581	1,581	1,581
地方交付税	11,919	12,604	13,568	13,294	12,858	11,725	11,681	12,034	10,633	10,471	10,608	10,314	10,447	10,640	10,723	10,787
普通交付税	10,802	11,713	11,602	12,123	11,781	11,173	10,571	10,294	9,595	9,366	9,127	9,035	9,347	9,240	9,623	9,687
特別交付税	1,117	891	1,966	1,711	1,077	552	1,110	1,740	1,038	1,105	1,481	1,279	1,100	1,100	1,100	1,100
国・県支出金	7,156	5,390	5,482	4,613	5,008	4,787	5,625	6,577	8,584	7,284	6,208	6,134	5,836	5,921	5,898	5,833
人	3,136	2,326	2,551	4,494	2,892	4,270	3,763	6,022	6,873	5,799	3,420	3,151	2,837	2,832	2,587	2,518
地方債	4,093	3,584	2,338	2,377	1,770	1,591	2,675	3,797	3,584	4,052	4,128	2,618	1,908	1,766	1,752	1,717
歳入合計	32,850	30,339	29,349	30,522	28,518	28,890	30,591	35,288	36,745	34,654	31,501	29,435	28,020	28,104	27,861	27,638
人件費	5,306	5,219	5,172	4,799	4,766	4,847	4,831	4,891	4,760	5,074	5,015	4,882	4,849	4,834	4,799	4,785
旅費	3,815	4,426	4,451	4,452	4,466	4,527	4,711	5,080	4,589	4,849	5,183	5,201	5,276	5,292	5,308	5,324
公債費	4,599	4,087	3,945	4,029	3,981	3,986	3,874	3,733	3,330	3,185	3,093	3,458	3,962	4,288	4,423	4,435
補助費等	4,677	3,320	3,240	3,303	3,543	2,964	3,686	3,984	3,410	3,546	3,673	3,255	3,039	3,024	3,008	2,993
繰出金	2,348	2,310	2,276	2,338	2,422	2,390	2,419	2,562	2,569	2,614	2,687	2,672	2,672	2,672	2,672	2,672
出	4,516	4,914	4,711	7,128	5,086	5,283	6,033	7,680	9,897	10,307	7,238	5,718	5,605	5,546	5,233	5,039
普通建設事業	6,755	4,932	2,811	2,463	2,538	3,242	3,463	3,557	5,440	5,079	4,612	4,189	2,617	2,458	2,418	2,390
歳出合計	32,016	29,209	26,605	28,512	26,892	27,339	29,017	31,487	33,995	34,654	31,501	29,435	28,020	28,104	27,861	27,638

【参考】

地方債務高(見込額)	38,807	38,949	38,090	37,069	35,893	34,184	34,194	36,025	40,478	44,191	46,563	46,059	44,315	42,095	39,777	37,311
基金残高(見込額)	3,999	3,719	4,197	6,654	7,468	6,580	8,149	8,609	7,038	7,859	6,882	8,437	7,559	6,661	6,021	5,448
うち財政調整基金	2,638	2,815	3,275	5,179	6,072	7,656	6,504	6,977	5,526	6,435	5,455	5,335	4,617	3,919	3,558	3,265
うち減債基金	391	413	471	494	514	531	1,389	1,402	1,312	1,253	1,271	2,956	2,956	2,626	2,357	2,087

